

兵庫県公報

平成20年3月31日 月曜日 第17号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

訓令	ページ
決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令(人事課).....	1
行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令(人事課).....	43
告示	
行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程(人事課).....	55

訓令

兵庫県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のよう定める。

平成20年3月31日

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程(昭和42年兵庫県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「知事室長」の右に「及び政策室長」を加える。

第5条の2中「企画課、防災計画課」を「防災企画課、防災計画室、復興支援課」に改め、「、防災情報課」を削る。

第6条第2項中「企画管理部長」を「企画県民部長」に改める。

第7条第3項中「県民政策部政策局長、企画管理部企画調整局長、健康生活部生活企画局長」を「企画県民部企画財政局長、健康福祉部企画少子局長」に、「農林水産部農政企画局長」を「農政環境部農政企画局長」に改める。

第9条第3項中「県民政策部政策局総務課長、企画管理部企画調整局総務課長、健康生活部生活企画局総務課長、産業労働部産業政策局総務課長、農林水産部農政企画局総務課長」を「企画県民部企画財政局総務課長、健康福祉部企画少子局総務課長、産業労働部産業政策局産業政策課長、農政環境部農政企画局総務課長」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 臨時又は非常勤の職員を採用し、及び退職させること。

第9条第4項中「前項第4号」の右に「及び第8号」を、「関すること」の右に「並びに県立大学に勤務する臨時又は非常勤の職員を採用し、及び退職させること」を加え、「企画管理部教育・情報局大学課長」を「企画県民部教育・情報局大学課長」に改める。

第12条の2及び第17条第1項中「企画管理部防災企画局長」を「企画県民部防災企画局長」に改める。

附則第3項中「健康生活部環境政策局」を「企画県民部知事室、政策室及び県民文化局、農政環境部環境創造局」に、「、住宅建築局及び復興局」を「及び住宅建築局」に改める。

別表第1県民政策部の部を削り、同表企画管理部の部中「企画管理部」を「企画県民部」に改め、同部課名の項中「課名」を「課名等」に改め、同項の次に次のように加える。

秘書課	1 春秋叙勲について、主務大臣に具申すること。
-----	-------------------------

	<p>2 褒章条例取扱手続(明治27年閣令第1号)第1条又は第4条の規定に基づき、褒章条例(明治14年太政官布告第63号)第1条に定める褒章(紺綬褒章を除く。)について、主務大臣に具申すること。</p>		
広報課			<p>広報計画を作成すること。</p>
広聴室			<p>広聴計画を作成すること。</p>
政策室	<p>1 大阪湾臨海地域開発整備法(平成4年法律第110号)第4条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定又は変更について主務大臣に申請すること。</p> <p>2 大阪湾臨海地域開発整備法第5条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基本方針の決定又は変更について主務大臣に意見を述べること。</p> <p>3 大阪湾臨海地域開発整備法第7条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、整備計画又はその変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>4 長期ビジョンを推進するための基本方針を決定すること。</p> <p>5 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第11条第2項(第12条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p>	<p>1 長期ビジョンの推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>2 地方拠点法第6条第6項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基本計画又はその変更に同意すること。</p>	<p>1 国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第6条第5項の規定に基づき、国土形成計画の案について、国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 国土形成計画法第8条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、国土形成計画の案を作成することを提案すること。</p> <p>3 国土形成計画法第13条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請すること。</p> <p>4 近畿圏整備法第9条第2項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、近畿圏整備計画の決定又はその変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>5 近畿圏整備計画の推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>6 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>7 水資源開発促進法第4条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、水資源開発基本計画の決定又は変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p>

- 6 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和39年法律第145号)第3条第1項の規定に基づき、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の作成又は変更について国土交通大臣に協議し、その同意を求めること。
- 7 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号。以下「保全区域整備法」という。)第3条第1項の規定に基づき、保全区域整備計画又はその変更について国土交通大臣に協議し、又はその同意を求めること。
- 8 水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第3条第1項の規定に基づき、水資源開発水系の指定について国土交通大臣に意見を述べること。
- 9 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第3項の規定に基づき、工業用井戸水の採取を規制する地域の指定について経済産業大臣及び環境大臣に意見を述べること。
- 10 発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)第4条第1項及び第9項の規定に基づき、公共用施設に関する整備計画の作成又は変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。
- 11 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第5条第1項の規定に基づき、基本構想を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めること。
- 12 低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216

- 8 低開発地域工業開発促進法第2条第4項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更の申請について関係市町長の意見を聴くこと。
- 9 地方拠点法第4条第2項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について主務大臣に協議すること。
- 10 地方拠点法第4条第3項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について関係市町に協議すること。

	<p>号)第2条第1項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>13 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。)第4条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を指定すること。</p> <p>14 地方拠点法第5条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を変更し、又はその指定を解除すること。</p>		
<p>統計課</p>			<ol style="list-style-type: none"> 1 統計調査区又は統計調査客体を決定すること。 2 県民所得推計の基本方針を決定すること。 3 県及び市町の統計事務関係の優良職員並びに優良団体及びその従事者の表彰について、主務大臣等に候補者を推薦すること。
<p>消費生活室</p>	<p>科学的生活の推進並びに消費者の利益の擁護及び増進(以下「科学的生活の推進等」という。)に関する総合的な施策を決定すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。)第53条の5の規定に基づき、組合に共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。 2 生協法第58条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。 3 生協法第62条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。 4 生協法第63条第3項において準用する生協法第58条の規定に基づき、解散組合の継続を認可すること。 5 生協法第69条第1項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。

- 6 生協法第94条の2第1項の規定に基づき、組合に定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずること。
- 7 生協法第94条の2第2項の規定に基づき、組合に改善計画の変更を命じ又は組合の業務の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他必要なことを命ずること。
- 8 生協法第94条の2第4項の規定に基づき、共済事業規約の認可を取り消すこと。
- 9 生協法第94条の2第5項の規定に基づき、組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の認可を取り消すこと。
- 10 生協法第95条第2項の規定に基づき、組合に役員解任を命じ、又は組合の事業の停止を命ずること。
- 11 生協法第95条第3項の規定に基づき、組合の解散を命ずること。
- 12 生協法第96条第1項の規定に基づき、組合の総会の議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。
- 13 科学的生活の推進等に関する計画を決定すること。
- 14 物価問題の企画及び調整をすること。
- 15 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第7条の規定に基づき、事業者に対し、行為のとりやめ若しくは再発防止のために適当な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示すること。
- 16 景品表示法第8条第1項

- の規定に基づき、公正取引委員会に対し、適当な措置をとるべきことを請求すること。
- 17 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第7条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置を指示すること。
- 18 特定商取引法第8条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、訪問販売に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 19 特定商取引法第14条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置を指示すること。
- 20 特定商取引法第15条第1項及び第2項の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、通信販売に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 21 特定商取引法第22条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置を指示すること。
- 22 特定商取引法第23条第1項及び第2項の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 23 特定商取引法第38条の規定に基づき、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、必要な措置を指示すること。
- 24 特定商取引法第39条の規定に基づき、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者に対し、連鎖販売取引について勧誘を行い、若しくは勧誘

者に行わせることの停止又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。

25 特定商取引法第46条の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置を指示すること。

26 特定商取引法第47条の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。

27 特定商取引法第56条の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者に対し、必要な措置を指示すること。

28 特定商取引法第57条の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者に対し、業務提供誘引販売取引の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨の公表をすること。

29 特定商取引法第66条第1項の規定に基づき、販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘引販売業を行う者(以下「販売業者等」という。)に対し報告をさせ、又は販売業者等の店舗その他の事務所に立ち入り、物件を検査させること。

30 特定商取引法第66条第2項の規定に基づき、密接関係者に対し報告をさせ、又は密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、物件を検査させること。

31 特定商取引法第66条第3項の規定に基づき、販売業者等と特定商取引に関して取引する者に対し、特定商取引に係る契約に基づく当該販売業者等の債務等に関し参考

となるべき報告又は資料の提出をさせること。

32 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成4年法律第53号。以下「会員契約適正化法」という。)第10条の規定に基づき、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置を指示すること。

33 会員契約適正化法第11条の規定に基づき、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。

34 会員契約適正化法第17条第1項の規定に基づき、会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告をさせ、又は会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、物件を検査させること。

35 消費生活条例(昭和49年兵庫県条例第52号)第9条第1項の規定に基づき、商品又は役務の基準を定めること。

36 消費生活条例第10条第2項又は第28条第1号(同条例第10条第2項に係るものに限る。)の規定に基づき、基準に違反する事業者に対し、改善を勧告し、又は勧告に従わなかつた旨を公表すること。

37 消費生活条例第11条第1項の規定に基づき、不当取引行為を指定すること。

38 消費生活条例第12条第2項の規定に基づき、事業者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

- 39 消費生活条例第13条第1項又は第28条第1号(同条例第13条第1項に係るものに限る。)の規定に基づき、不当取引行為の禁止に違反する事業者に対し、改善を勧告し、又は勧告に従わなかつた旨を公表すること。
- 40 消費生活条例第13条第2項の規定に基づき、不当取引行為を行つた旨を公表すること。
- 41 消費生活条例第14条第1項又は第28条第2号の規定に基づき、事業者に対し、危害を防止するため必要な措置を命じ、又は命令に従わなかつた旨を公表すること。
- 42 消費生活条例第14条第3項の規定に基づき、事業者又は関係行政機関に対し、消費者の安全を確保するため、適切な措置を要請すること。
- 43 消費生活条例第17条第5項の規定に基づき、県民からの申出の内容並びにその処理の経過及び結果を公表すること。
- 44 消費生活条例第19条の規定に基づき、関係事業者団体又は関係行政機関に対し、消費者苦情の解決のための措置を要請すること。
- 45 消費生活条例第21条の規定に基づき、消費者訴訟の援助を行うこと。
- 46 消費生活条例第22条第2項の規定に基づき、貸付金の返還を免除すること。
- 47 消費生活条例第26条第1項又は第28条第5号の規定に基づき、業務に関して報告を求め、事務所等に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は立入調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。
- 48 消費生活条例第28条第3号

			<p>の規定に基づき、指示に従わなかつた旨を公表すること。</p> <p>49 消費生活条例第28条第4号の規定に基づき、調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。</p>
地域協働課	<p>1 県民の参画と協働の推進に関する条例(平成14年兵庫県条例第57号)第6条第2項の規定に基づき、地域づくり活動支援指針を定めること。</p> <p>2 県民の参画と協働の推進に関する条例第8条第2項の規定に基づき、県行政参画・協働推進計画を定めること。</p> <p>3 県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第6条第1項の規定に基づき、県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針を定めること。</p>		<p>1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立を認証すること。</p> <p>2 特定非営利活動促進法第31条第2項の規定に基づき、特定非営利活動法人の解散を認定すること。</p> <p>3 特定非営利活動促進法第32条第2項の規定に基づき、特定非営利活動法人の残余財産の国又は地方公共団体への譲渡を認証すること。</p> <p>4 特定非営利活動促進法第34条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の合併を認証すること。</p> <p>5 特定非営利活動促進法第43条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</p>
男女青少年課	<p>男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定に基づき、都道府県男女共同参画計画を定めること。</p>		
芸術文化課		<p>兵庫県文化賞、兵庫県科学賞、兵庫県スポーツ賞及び兵庫県社会賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。</p>	
地域安全課	<p>1 地域安全まちづくり条例(平成18年兵庫県条例第3号)第12条第1項の規定に基づき、推進計画を定めること。</p> <p>2 地域安全まちづくり条例第13条第1項の規定に基づき、指針を定めること。</p>		

交通安全室	交通安全対策の基本方針を決定すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全県民運動を企画すること。 2 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第27条の規定に基づき、指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、必要な要請をし、又は必要な勧告若しくは指示をすること。 3 交通安全対策基本法第28条の規定に基づき、中央交通安全対策会議及び関係指定行政機関の長に対し、必要な要請をすること。
-------	---------------------	--

別表第1企画管理部の部総務課の項局長専決事項の欄を次のように改める。

<ol style="list-style-type: none"> 1 自治法第287条の3の規定に基づき、競馬組合の議会の議決すべき事件のうち重要なものについての通知を受理すること。 2 職員提案の課題を決定すること。

別表第1企画管理部の部市町振興課の項部長専決事項の欄中11を13とし、5から10までを7から12までとし、4の次に次のように加える。

5 自治法第295条の規定に基づき、市町の条例により財産区の議会又は総会を設けて財産区に関し市町の議会の議決すべき事項を議決させること。

6 自治法第296条の6第2項の規定に基づき、財産区の事務に関する紛争を裁定すること。

別表第1企画管理部の部市町振興課の項局長専決事項の欄8から10までの規定中「(他の府県の区域又は2以上の県民局の所管区域にわたるものに限る。)」を削り、同欄13から16まで及び18中「(2以上の県民局の所管区域にわたるものに限る。)」を削り、同欄に次のように加える。

52 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「地独法」という。)第7条の規定に基づき、地方独立行政法人の設立を認可すること。

53 地独法第92条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人の解散を認可すること。

別表第1企画管理部の部自治情報課の項を削り、同部文書課の項の次に次のように加える。

情報政策課		<ol style="list-style-type: none"> 1 電子計算組織の運営計画を決定すること。 2 電子計算組織の適用業務の決定をすること。
-------	--	---

別表第1企画管理部の部教育課の項知事決裁事項の欄1中「第83条第2項」を「第134条第2項」に改め、同欄2中「第82条の10第1項及び第83条第2項」を「第133条第1項及び第134条第2項」に改め、同欄3中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に改め、同項局長専決事項の欄1中「第83条第2項」を「第134条第2項」に改め、同欄2中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に改め、同表健康生活部の部中「健康生活部」を「健康福祉部」に改め、同部医療保険課の項を削り、同部児童課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

14 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第12条の4第1項の規定に基づき、児童の身辺

につきまとい、又は児童の住所等の付近をはいかいしてはならないことを命ずること。

- 15 児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第2項の規定に基づき、同条第1項の命令に係る期間を更新すること。
- 16 児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第3項の規定に基づき、聴聞を行うこと。
- 17 児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、同条第1項の命令を取り消すこと。
別表第1健康生活部の部児童課の項の次に次のように加える。

医療保険課	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第108条第4項の規定に基づき、組合又は連合会の解散を命ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険法第17条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。 2 国民健康保険法第32条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。 3 国民健康保険法第86条において準用する第27条第2項及び第32条第2項の規定に基づき、連合会の議決事項及びその解散を認可すること。 4 国民健康保険法第108条第1項の規定に基づき、組合又は連合会に必要な措置を命ずること。 5 国民健康保険法第108条第2項又は第3項の規定に基づき、組合又は連合会の役員の一部又は全部の改任を命じ、又はその命令に係る役員を改任すること。
-------	--	---

別表第1健康生活部の部高齢社会課の項及び環境政策課の項から水質課の項までを削り、同表産業労働部の部経営支援課の項中「経営支援課」を「経営振興課」に改め、同項部長専決事項の欄に次のように加える。
信用保証協会の役員を委嘱すること。

別表第1産業労働部の部経営支援課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 18 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号。以下「流通業務総合効率化法」という。)第4条第1項の規定に基づき、総合効率化計画を認定すること。
- 19 流通業務総合効率化法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、総合効率化計画の変更を認定し、又は認定を取り消すこと。
- 20 流通業務総合効率化法第7条第2項の規定に基づき、特定流通業務施設の計画を確認すること。
- 21 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号。以下「商調法」という。)第2条第1項の規定に基づき、購売会事業を行う者に従業員以外の者の利用の禁止を命ずること。
- 22 商調法第2条第2項の規定に基づき、購売会事業を行う者に必要な措置を命ずること。
- 23 商調法第3条第1項の規定に基づき、小売市場とするための建物の貸付け又は譲渡を許可すること。
- 24 商調法第10条の規定に基づき、小売市場の建物の貸付け又は譲渡の許可を取り消すこと。
- 25 商調法第15条の規定に基づき、紛争をあっせんし、又は調停すること。
- 26 商調法第16条の3第1項の規定に基づき、大企業者に事業の開始時期の繰下げ等を勧告すること。
- 27 商調法第16条の4第1項の規定に基づき、大企業者に計画の実施の一時停止を勧告すること。
- 28 商調法第16条の5第1項の規定に基づき、大企業者に勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 29 商調法第17条の規定に基づき、紛争の当事者に勧告すること。
- 30 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第85条の規定に基づき、組合に必要な措置を命ずること。
- 31 商店街振興組合法第86条の規定に基づき、組合の解散を命ずること。

- 32 国民生活安定緊急措置法第6条第3項の規定に基づき、指示に従わなかつた旨を公表すること。
- 33 国民生活安定緊急措置法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、妥当と認められる価格以下の価格での指定物資の販売を指示し、又は指示に従わなかつた旨を公表すること。
- 34 国民生活安定緊急措置法第30条第1項の規定に基づき、業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又は事業場に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- 35 買占め等防止法第4条第1項又は第2項の規定に基づき、特定物資の売渡しを指示し、又は命ずること。
- 36 買占め等防止法第4条第4項又は第5項の規定に基づき、裁定を行い、又は裁定をした旨を通知すること。
- 37 買占め等防止法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、業務に関し報告させ、又は事務所等に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- 38 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第40条第1項及び第2項の規定に基づき、営業に関して報告をさせること。
- 39 割賦販売法第41条第1項の規定に基づき、営業所に立ち入らせ、物件を検査させること。
- 40 消費生活条例第23条第1項又は第3項の規定に基づき、物資を指定し、又はその指定を解除すること。
- 41 消費生活条例第25条又は第28条第1号(同条例第25条に係るものに限る。)の規定に基づき、事業者に対し、必要な措置を勧告し、又は勧告に従わなかつた旨を公表すること。
- 42 消費生活条例第26条第1項又は第28条第5号の規定に基づき、業務に関して報告を求め、事務所等に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は立入調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。
- 43 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第19条において準用する民法第56条の規定に基づき、協会の仮理事を選任すること。

別表第1産業労働部の部地域金融課の項を削り、同部商業振興課の項中「商業振興課」を「工業振興課」に改め、同項局長専決事項の欄中1から25までを削り、26を1とし、27から42までを2から17までとし、同部企業立地課の項中「企業立地課」を「新産業立地課」に改め、同部しごと支援課の項局長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3から24までを2から23までとし、同部国際交流課の項を次のように改める。

国際交流課	公賓の応接を行うこと。		重要な外国人の応接を行うこと。
-------	-------------	--	-----------------

別表第1産業労働部の部に次のように加える。

国際経済課	特に重要な姉妹県提携事業を行うこと。		1 重要な姉妹県提携事業を行うこと。 2 在外県人の子弟を県内に留学させること。 3 海外移住者の援護を行うこと。
-------	--------------------	--	---

別表第1農林水産部の部中「農林水産部」を「農政環境部」に改め、同部課名の項中「課名」を「課名等」に改め、同部普及教育課の項中「普及教育課」を「農業改良課」に改め、同部農村環境課の項を削り、同部農地整備課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

- 5 山村振興法(昭和40年法律第65号)第7条第2項の規定に基づき、振興山村の指定を主務大臣に申請すること。
 - 6 山村振興法第8条第1項の規定に基づき、山村振興計画の承認を主務大臣に申請すること。
 - 7 海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項又は第2項の規定に基づき、海岸保全区域を指定すること。
 - 8 海岸法第4条第1項の規定に基づき、海岸保全区域の指定について港湾管理者等に協議すること。
- 別表第1農林水産部の部農地整備課の項局長専決事項の欄に次のように加える。
- 28 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。)第4条第6項の規定に基づき、農林業等活性化基盤整備計画を承認すること。
 - 29 特定農山村法第8条第4項の規定に基づき、所有権移転等促進計画を承認すること。

- 30 特定農山村法第 8 条第 5 項の規定に基づき、所有権移転等促進計画の承認について農業会議の意見を聴くこと。
 - 31 農村振興基本計画作成の市町を選定すること。
 - 32 山村振興計画を作成するに際し、国有林野の活用について森林管理局長に協議すること。
 - 33 山村振興対策事業、特定農山村振興特別対策事業及び農村地域定住促進対策事業の実施計画及びその変更を認定すること。
 - 34 土地改良法第88条第 1 項の規定に基づき、災害のための応急工事計画を定めること。
 - 35 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号)第 4 条第 1 項又は第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、補助率増高申請書又は連年災害補助率適用申請書を農林水産大臣に提出すること。
 - 36 地すべり等防止法第 9 条の規定に基づき、地すべり防止区域に関する基本計画を作成すること。
 - 37 地すべり等防止法第10条第 1 項の規定に基づき、主務大臣の直轄工事について意見を述べること。
 - 38 地すべり等防止法第24条第 1 項の規定に基づき、市町長に関連事業計画の作成を勧告すること。
 - 39 地すべり等防止法第30条の規定に基づき、地すべり防止工事の費用の負担について当該工事により利益を受ける府県の知事と協議すること。
 - 40 地すべり等防止法第31条第 1 項の規定に基づき、地すべり防止工事等の費用を当該工事等により利益を受ける市町に負担させること。
 - 41 地すべり等防止法第33条の規定に基づき、他の工作物の効用を兼ねる地すべり防止施設の管理に要する費用の負担について当該工作物の管理者と協議すること。
 - 42 海岸法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき、海岸保全基本計画を定め、又は変更すること。
 - 43 海岸法第 5 条第 2 項の規定に基づき、市町長が管理する海岸保全区域を指定すること。
 - 44 海岸法第 5 条第 4 項の規定に基づき、港湾区域等に接する海岸保全区域の管理について港湾管理者の長等と協議して区域を定めること。
 - 45 海岸法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、物件の搬入及び放置等の行為を制限する区域を指定し、及び当該物件を指定すること。
 - 46 海岸法第26条第 3 項の規定に基づき、国の直轄工事に要する費用の負担について主務大臣に意見を述べること。
 - 47 海岸法第32条第 3 項の規定に基づき、海岸保全施設の附帯工事の原因者に費用を負担させること。
 - 48 海岸法第33条第 1 項の規定に基づき、海岸保全施設の工事の受益者に費用の一部を負担させること。
 - 49 海岸法第37条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、一般公共海岸区域の管理について特定区域の管理者又は市町長と協議すること。
 - 50 海岸法第37条の 6 第 1 項の規定に基づき、物件の搬入及び放置等の行為を制限する区域を指定し、及び当該物件を指定すること。
- 別表第 1 農林水産部の部豊かな森づくり課の項を削り、同部に次のように加える。

環境政策課	1 環境基本法(平成 5 年法律第91号)第17条第 3 項の規定に基づき、公害防止計画の作成について環境大臣に協議し、同意を求めること。 2 環境基本法第17条第 5 項の規定に基づき、公害防止計画の基本方針について環境大臣に意見を述べること。 3 環境の保全と創造に関する条例(平成 7 年兵庫県条例第28号。以下「環境条	環境条例第12条第 2 項の規定に基づき、事業者に対し、事業活動に係る環境の管理に関する情報の公開を求めること。
-------	---	--

	<p>例」という。)第6条第1項の規定に基づき、環境基本計画を定めること。</p>		
<p>自然環境課</p>	<p>1 環境条例第108条の2第1項の規定に基づき、土石採取等遵守基準を定めること。 2 環境条例第128条第1項の規定に基づき、保管基準を定めること。</p>		<p>1 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定に基づき、国立公園の指定について環境大臣に意見を述べること。 2 自然公園法第5条第2項の規定に基づき、国定公園の指定を環境大臣に申し出ること。 3 自然公園法第6条第1項の規定に基づき、国立公園の指定の解除等について環境大臣に意見を述べること。 4 自然公園法第6条第2項の規定に基づき、国定公園の指定の解除等について環境大臣に意見を述べ、又は申し出ること。 5 自然公園法第7条第1項の規定に基づき、国立公園に関する公園計画の決定について環境大臣に意見を述べること。 6 自然公園法第7条第3項の規定に基づき、国定公園に関する公園計画の決定について環境大臣に申し出ること。 7 自然公園法第7条第4項の規定に基づき、国定公園に関する公園事業を決定すること。 8 自然公園法第8条第1項の規定に基づき、国立公園に関する公園計画の廃止又は変更について環境大臣に意見を述べること。 9 自然公園法第8条第3項の規定に基づき、国定公園に関する公園計画の廃止若しくは変更又は追加について環境大臣に意見を述べ、又は申し出ること。 10 自然公園法第13条第1項の</p>

規定に基づき、国定公園内に特別地域を指定すること。

11 自然公園法第14条第1項の規定に基づき、国定公園の特別地域内に特別保護地区を指定すること。

12 自然公園法第15条第1項の規定に基づき、国定公園の特別地域内に利用調整地区を指定すること。

13 自然公園法第27条第2項の規定に基づき、国定公園内において原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。

14 自然公園法第29条第1項の規定に基づき、国定公園内に集団施設地区を指定すること。

15 兵庫県立自然公園条例(昭和38年兵庫県条例第80号。以下「自然公園条例」という。)第3条第1項の規定に基づき、自然公園を指定すること。

16 自然公園条例第4条第1項の規定に基づき、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更すること。

17 自然公園条例第5条第1項の規定に基づき、公園計画を決定すること。

18 自然公園条例第6条第1項の規定に基づき、公園計画を廃止し、又は変更すること。

19 自然公園条例第9条第1項の規定に基づき、特別地域を指定すること。

20 自然公園条例第12条第2項の規定に基づき、原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。

21 自然公園条例第14条第1項の規定に基づき、集団施設地区を指定すること。

- 22 環境条例第89条第1項又は第8項の規定に基づき、自然環境保全地域を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。
- 23 環境条例第90条第1項又は第2項の規定に基づき、自然環境保全特別地区を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。
- 24 環境条例第91条第1項又は第2項の規定に基づき、野生動植物保護地区を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。
- 25 環境条例第93条、第98条、第107条、第110条又は第114条の規定に基づき、違反者に対して行為の中止等必要な措置を命ずること。
- 26 環境条例第95条第1項又は第2項の規定に基づき、環境緑地保全地域を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。
- 27 環境条例第96条第1項又は第2項の規定に基づき、環境緑地保全特別地区を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。
- 28 環境条例第100条第1項又は第3項の規定に基づき、自然海浜保全地区を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。
- 29 環境条例第101条第1項の規定に基づく届出をした者に対し、同条第3項の規定に基づき、勧告又は助言をすること。
- 30 環境条例第102条第1項の規定に基づく通知をした者に対し、同条第3項の規定に基づき、意見を述べること。
- 31 環境条例第103条第1項の規定に基づき、指定野生動植

物種を指定すること。

- 32 環境条例第104条第1項又は第2項の規定に基づき、指定野生動植物種保存地域を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。
- 33 環境条例第105条第1項又は第2項の規定に基づき、指定野生動植物種保存特別地区を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。
- 34 環境条例第106条第1項の規定に基づく届出をした者に対し、同条第2項の規定に基づき、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命ずること。
- 35 環境条例第108条の2第2項の規定に基づき、土石の採取等を行う者に対し、土石採取等遵守基準を遵守すべき旨を勧告すること。
- 36 環境条例第109条第1項の規定に基づく届出をした者に対し、同条第2項の規定に基づき、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命ずること。
- 37 環境条例第112条第1項又は第2項の規定に基づき、郷土記念物を指定し、又は指定を解除すること。
- 38 環境条例第118条第2項又は第3項の規定による届出を行わずにこれらの規定による届出を要する行為に着手した者に対し、同条第4項の規定に基づき、当該届出を行うことを勧告すること。
- 39 環境条例第118条第2項又は第3項の規定による届出を行つた者に対し、同条第5項の規定に基づき、必要な措置を講ずべき旨を勧告するこ

と。

- 40 環境条例第150条第2項の規定に基づき、事業者名等を公表すること。
- 41 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項の規定に基づき、鳥獣保護事業計画を定めること。
- 42 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第1項の規定に基づき、特定鳥獣保護管理計画を定めること。
- 43 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限すること。
- 44 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第3項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすること。
- 45 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第14条第1項の規定に基づき、特定鳥獣の捕獲等をすることができる区域を指定すること。
- 46 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づき、特定鳥獣の捕獲等をする期間を延長すること。
- 47 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第14条第3項の規定に基づき、特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の全部又は一部を解除すること。
- 48 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、指定猟法禁止区域を指定すること。
- 49 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき、鳥獣保

護区を指定すること。

50 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定に基づき、知事が指定する鳥獣保護区において、保全事業を行うこと。

51 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第3項の規定に基づき、国指定鳥獣保護区における保全事業の一部について環境大臣に協議すること。

52 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第4項の規定に基づき、県指定鳥獣保護区における保全事業について協議に応じ、同意をすること。

53 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第5項の規定に基づき、環境大臣に協議すること。

54 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づき、特別保護地区を指定すること。

55 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為を定めること。

56 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項第4号の規定に基づき、区域を指定すること。

57 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第34条第1項の規定に基づき、休猟区を指定すること。

58 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域を指定すること。

59 鳥獣の保護及び狩猟の適

			<p>正化に関する法律第59条の規定に基づき、狩猟者登録を制限すること。</p> <p>60 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第68条第1項の規定に基づき、猟区の認可をすること。</p> <p>61 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第79条第2項の規定に基づき、市町に対し必要な指示を行うこと。</p> <p>62 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第391号)第2条の規定に基づき、期間を指定すること。</p> <p>63 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、被害防止計画に係る協議に応じ、又は同意すること。</p>
<p>豊かな森づくり課</p>	<p>1 森林法第10条の2の規定に基づき、開発行為を許可すること(ゴルフコースの新設に係るものに限る。)。</p> <p>2 森林法第26条の2第1項及び第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除すること(ゴルフコースに係るものに限る。)。</p> <p>3 森林法第27条第3項の規定に基づき、保安林解除申請書を農林水産大臣に進達し、又は却下すること(ゴルフコースに係るものに限る。)。</p>		<p>1 森林法第27条第3項の規定に基づき、保安林指定申請書を農林水産大臣に進達すること。</p> <p>2 森林法第27条第3項の規定に基づき、保安林解除申請書を農林水産大臣に進達すること(ゴルフコースに係るものを除く。)。</p> <p>3 森林法第36条の規定に基づき、保安林の指定によつて利益を受ける地方公共団体その他の者に補償すべき金額を負担させること。</p> <p>4 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の3第1項の規定に基づき、防除実施基準を定め、又は変更すること。</p> <p>5 森林病虫害等防除法第7条の5第1項の規定に基づ</p>

			<p>き、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定すること。</p> <p>6 森林病虫害等防除法第7条の6第1項の規定に基づき、樹種転換促進指針を定めること。</p> <p>7 森林病虫害等防除法第7条の9第1項の規定に基づき、地区防除指針を定めること。</p> <p>8 森林国営保険法(昭和12年法律第25号)第23条の2の規定に基づき、被保険者と保険契約を締結すること。</p>
<p>環境整備課</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5第1項の規定に基づき、廃棄物処理計画を定めること。</p> <p>2 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第62号。以下「産業廃棄物特定施設整備促進法」という。)第6条第1項(第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、整備計画の認定、変更の認定又は認定の取消しについて主務大臣に意見を述べること。</p> <p>3 産業廃棄物特定施設整備促進法第11条第1項の規定に基づき、特定周辺整備地区を指定し、施設整備方針を定めること。</p> <p>4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第7条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定めること。</p>		<p>1 廃棄物処理法第14条第6項の規定に基づき、産業廃棄物処分業の許可をすること。</p> <p>2 廃棄物処理法第14条の3の規定に基づき、産業廃棄物処分業者の事業の停止を命ずること。</p> <p>3 廃棄物処理法第14条の3の2第1項又は第2項の規定に基づき、産業廃棄物処分業の許可を取り消すこと。</p> <p>4 廃棄物処理法第14条の4第6項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物処分業の許可をすること。</p> <p>5 廃棄物処理法第14条の6において準用する第14条の3の規定に基づき、特別管理産業廃棄物処分業者の事業の停止を命ずること。</p> <p>6 廃棄物処理法第14条の6において準用する第14条の3の2第1項又は第2項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消すこと。</p> <p>7 廃棄物処理法第15条の2の6の規定に基づき、産業廃棄物処理施設(第14条第6項又は第14条の4第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物</p>

- 5 ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の取扱いの規制に関する条例（昭和48年兵庫県条例第54号。以下「PCB条例」という。）第2条第1項の規定に基づき、PCBを指定すること。
- 6 PCB条例第2条第2項の規定に基づき、PCB製品を指定すること。
- 7 環境条例第75条第1項の規定に基づき、再生資源利用促進基準を定めること。

- 処分業の許可を受けた者に係るものに限る。8において同じ。）の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずること。
- 8 廃棄物処理法第15条の3の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の許可を取り消すこと。
- 9 廃棄物処理法第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を指定すること。
- 10 廃棄物処理法第15条の17第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定区域を指定し、又は指定を解除した旨の公示をすること。
- 11 廃棄物処理法第15条の17第4項の規定に基づき、指定区域の全部又は一部について指定を解除すること。
- 12 廃棄物処理法第15条の19第4項の規定に基づき、土地の形質の変更の届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずること。
- 13 廃棄物処理法第19条の3の規定に基づき、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者に対し、産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 14 廃棄物処理法第19条の5第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分について、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。
- 15 廃棄物処理法第19条の6第1項の規定に基づき、排出事業者等に対し、支障の除去

等の措置を講ずべきことを命ずること。

16 廃棄物処理法第19条の8第1項の規定に基づき、支障の除去等の措置を講ずること。

17 廃棄物処理法第19条の8第2項の規定に基づき、支障の除去等の措置に要した費用を処分者等に負担させること。

18 廃棄物処理法第19条の8第3項又は第4項の規定に基づき、支障の除去等の措置に要した費用を排出事業者等に負担させること。

19 廃棄物処理法第19条の10第1項の規定に基づき、基準に適合しない土地の形質の変更を行つた者に対し、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

20 産業廃棄物特定施設整備促進法第6条第2項(第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、整備計画の認定、変更の認定又は認定の取消しについて関係市町の意見を聴くこと。

21 産業廃棄物特定施設整備促進法第11条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定周辺整備地区の指定及び施設整備方針について関係市町の意見を聴くこと。

22 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第9条第1項の規定に基づき、分別収集促進計画を定めること。

23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第22条の規定に基づき、登録廃棄物再生事業者の登録を取り消すこと。

- 24 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)第20条第1項の規定に基づき、破砕業者に対し、勧告をすること。
- 25 自動車リサイクル法第20条第3項の規定に基づき、破砕業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 26 自動車リサイクル法第67条第1項の規定に基づき、破砕業の許可をすること。
- 27 自動車リサイクル法第72条において準用する第66条の規定に基づき、破砕業の許可を取り消し、又は事業の停止を命ずること。
- 28 自動車リサイクル法第90条第1項の規定に基づき、破砕業者に対し、勧告をすること。
- 29 自動車リサイクル法第90条第3項の規定に基づき、破砕業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 30 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第32条第2項の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。
- 31 浄化槽法第57条第1項の規定に基づき、同法第7条第1項及び第11条第1項の水質に関する検査の業務を行う者を指定すること。
- 32 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成元年兵庫県条例第9号。以下「産業廃棄物紛争予防調整条例」という。)第15条第1項の規定に基づき、関係市町の長に対し、生活環境の維持及び向上に関する協定を事業者と締

- 結することを要請すること。
- 33 産業廃棄物紛争予防調整
条例第18条第1項の規定に
基づき、あつせんを行うこ
と。
- 34 産業廃棄物紛争予防調整
条例第18条第2項の規定に
基づき、関係市町の長に協力
を要請すること。
- 35 産業廃棄物紛争予防調整
条例第19条第1項の規定に
基づき、あつせんを打ち切る
こと。
- 36 産業廃棄物紛争予防調整
条例第19条第2項の規定に
基づき、関係市町の長の意見
を求めること。
- 37 産業廃棄物紛争予防調整
条例第19条第3項の規定に
基づき、あつせんを打ち切つ
た旨を、当事者及び関係市町
の長に通知すること。
- 38 産業廃棄物紛争予防調整
条例第21条第1項の規定に
基づき、必要な措置をとるべ
きことを勧告すること。
- 39 産業廃棄物紛争予防調整
条例第21条第2項の規定に
基づき、勧告を受けた者の氏
名等を公表すること。
- 40 産業廃棄物等の不適正な
処理の防止に関する条例(平
成15年兵庫県条例第23号。以
下「産業廃棄物等不適正処理
防止条例」という。)第15条
第1項の規定に基づき、産業
廃棄物の保管をする者に対
し、生活環境の保全又は生活
の安全の確保上の支障の除
去等の措置を講ずべきこと
を命ずること。
- 41 産業廃棄物等不適正処理
防止条例第16条第1項の規
定に基づき、土地所有者等
に対し、生活環境の保全又は
生活の安全の確保上の支障の
除去等の措置を講ずべきこ
とを命ずること。

- 42 産業廃棄物等不適正処理防止条例第22条第3項の規定に基づき、土砂埋立て等を行う者に対し、現状を保全し、その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 43 産業廃棄物等不適正処理防止条例第35条第1項の規定に基づき、特定事業の許可を受けた者に対し、当該特定事業を停止し、又は特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 44 産業廃棄物等不適正処理防止条例第35条第2項の規定に基づき、許可又は変更許可を受けないで特定事業を行つた者に対し、当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 45 産業廃棄物等不適正処理防止条例第37条の規定に基づき、特定事業の廃止又は取消しに伴う義務に違反した者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 46 環境条例第81条第1項の規定に基づき、回収促進区域を指定すること。
- 47 環境条例第81条第3項において準用する第36条第4項の規定に基づき、回収促進区域の指定又はその区域の変更若しくは指定の解除について関係市町長の意見を聴くこと。
- 48 環境条例第125条第1項の

			<p>規定に基づき、環境美化区域を指定すること。</p> <p>49 環境条例第125条第2項において準用する第36条第4項の規定に基づき、環境美化区域の指定又はその区域の変更若しくは指定の解除について関係市町長の意見を聴くこと。</p>
環境影響評価室	<p>環境影響評価に関する条例(平成9年兵庫県条例第6号)第7条第1項の規定に基づき、環境影響評価指針を定めること。</p>		
大気課	<p>1 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第8条第1項の規定に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を定めること。</p> <p>2 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第5条の2第1項の規定に基づき、指定ばい煙総量削減計画を作成し、これに基づき、総量規制基準を定めること。</p> <p>3 大気汚染防止法第5条の2第3項の規定に基づき、特別の総量規制基準を定めること。</p> <p>4 大気汚染防止法第15条第3項の規定に基づき、地域ごとの燃料使用基準を定めること。</p> <p>5 大気汚染防止法第15条の2第3項の規定に基づき、燃料使用基準を定めること。</p> <p>6 ダイオキシシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第10条第1項の規定に基づき、大気中に排出されるダイオキシシン類について、総量削減計画を作成し、これに基づき総量規制基準を定めること。</p> <p>7 ダイオキシシン類対策特別</p>		<p>1 地球温暖化対策の推進に関する法律第11条第1項の規定に基づき、都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下「都道府県センター」という。)を指定すること。</p> <p>2 地球温暖化対策の推進に関する法律第11条第3項の規定に基づき、都道府県センターに対し、財産の状況又はその事業の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>3 地球温暖化対策の推進に関する法律第11条第4項の規定に基づき、都道府県センターの指定を取り消すこと。</p> <p>4 大気汚染防止法第3条第5項の規定に基づき、硫酸化物に係る排出基準又は特別の排出基準について環境大臣に意見を述べること。</p> <p>5 大気汚染防止法第5条の2第5項の規定に基づき、指定ばい煙総量削減地域を定める政令の立案について環境大臣に申し出ること。</p> <p>6 大気汚染防止法第5条の2第6項の規定に基づき、指定ばい煙総量規制地域を定める政令の制定又は改廃の立案について環境大臣に意見を述べること。</p> <p>7 大気汚染防止法第15条第4</p>

措置法第10条第3項の規定に基づき、特別の総量規制基準を定めること。

- 8 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「窒素酸化物等総量削減法」という。)第7条第1項の規定に基づき、窒素酸化物総量削減計画を定めること。
- 9 窒素酸化物等総量削減法第7条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、窒素酸化物総量削減計画の策定又は変更の同意を環境大臣から得ること。
- 10 窒素酸化物等総量削減法第9条第1項の規定に基づき、粒子状物質総量削減計画を定めること。
- 11 窒素酸化物等総量削減法第9条第3項において準用する第7条第3項の規定に基づき、粒子状物質総量削減計画の策定又は変更の同意を環境大臣から得ること。
- 12 環境基本法第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を指定すること。
- 13 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、地域を指定すること。
- 14 騒音規制法第4条第1項の規定に基づき、指定地域について規制基準を定めること。
- 15 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定に基づき、地域を指定すること。

項の規定に基づき、燃料の使用規制地域について環境大臣に意見を述べること。

- 8 大気汚染防止法第21条第1項の規定に基づき、自動車排出ガスが許容限度を超えていると認めるときに、公安委員会に対し、必要な措置をとるべきことを要請すること。
- 9 大気汚染防止法第21条第3項の規定に基づき、道路管理者又は関係行政機関の長に道路の改善等について意見を述べること。
- 10 大気汚染防止法第23条第2項の規定に基づき、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、公安委員会に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による措置をとるべきことを要請すること。
- 11 大気汚染防止法第27条第4項の規定に基づき、行政機関の長に対し、ばい煙発生施設等について電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法(昭和24年法律第70号)の規定による措置をとるべきことを要請すること。
- 12 大気汚染防止法附則第10項の規定に基づき、指定物質排出施設を設置している者に対し、必要な勧告をすること。
- 13 ダイオキシン類対策特別措置法第10条第5項の規定に基づき、指定地域を定める政令の立案について環境大臣に申し出ること。
- 14 ダイオキシン類対策特別措

- 16 振動規制法第4条第1項の規定に基づき、指定地域について規制基準を定めること。
- 17 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定に基づき、規制地域を指定すること。
- 18 悪臭防止法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、規制基準を定めること。
- 19 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号。以下「航空機騒音障害防止法」という。)第65条第1項の規定に基づき、航空機の航行の方法の指定又は同法第8条の2、第9条第1項若しくは第9条の2第1項の規定による区域の指定について国土交通大臣に意見を述べること。
- 20 環境条例第33条第1項の規定に基づき、大気汚染及び騒音に係る環境基準を定めること。
- 21 環境条例第34条第1項の規定に基づき、ばい煙、粉じん、騒音、振動及び悪臭に係る規制基準を定めること。
- 22 環境条例第36条第1項の規定に基づき、工場等の設置についての許可を必要とする指定区域を指定すること。
- 23 環境条例第37条第1項の規定に基づき、ばい煙、粉じん、騒音、振動及び悪臭に係る特別基準を定めること。
- 24 環境条例第54条第1項の規定に基づき、硫酸化物等を排出する区域を指定し、燃料使用基準及び原

- 置法第11条第5項の規定に基づき、総量削減計画を変更すること。
- 15 ダイオキシン類対策特別措置法第35条第3項の規定に基づき、行政機関の長に対し、鉱山保安法、電気事業法又はガス事業法の規定による措置をとるべきことを要請すること。
- 16 ダイオキシン類対策特別措置法第36条第2項の規定に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、協力を求め、又はダイオキシン類による環境の汚染の防止若しくはその除去等に関し意見を述べること。
- 17 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成2年法律第55号)第5条第2項の規定に基づき、地域の指定について環境大臣に申し出ること。
- 18 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第5条第3項の規定に基づき、地域の指定について環境大臣に意見を述べること。
- 19 スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律第5条第4項の規定に基づき、地域の指定について関係市町長の意見を聴くこと。
- 20 窒素酸化物等総量削減法第6条第3項の規定に基づき、窒素酸化物対策地域を定める政令の立案について環境大臣に申し出ること。
- 21 窒素酸化物等総量削減法第6条第4項の規定に基づき、窒素酸化物対策地域を定める政令の制定又は改廃の立案について環境大臣に意見を述べること。
- 22 窒素酸化物等総量削減法第6条第6項(同条第8項に

料基準を定めること。

- 25 環境条例第58条第1項の規定に基づき、特定工作物解体等工事に係る粉じんの排出又は飛散の防止の基準を定めること。
- 26 環境条例第59条第1項の規定に基づき、特定建設作業の実施についての届出を必要とする区域を指定すること。
- 27 環境条例第60条第1項の規定に基づき、特定建設作業に係る騒音又は振動の基準を定めること。
- 28 環境条例第61条第1項の規定に基づき、商業宣伝のための拡声機の使用を禁止する区域を指定すること。
- 29 環境条例第62条第1項の規定に基づき、深夜における営業の時間を制限する区域を指定すること。
- 30 環境条例第63条第1項の規定に基づき、深夜における音響機器の使用を制限する区域を指定すること。
- 31 環境条例第142条の2第1項の規定に基づき、特定物質排出抑制計画の作成をするための指針を定めること。
- 32 環境条例第143条第1項の規定に基づき、特定物質の排出を抑制するための指針を定めること。
- 33 環境条例第145条第1項の規定に基づき、特定物質排出防止基準を定めること。

において準用する場合を含む。)の規定に基づき、窒素酸化物総量削減基本方針の案の作成又は変更案の作成について環境大臣に意見を述べること。

- 23 窒素酸化物等総量削減法第8条第3項において準用する第6条第3項の規定に基づき、粒子状物質対策地域を定める政令の立案について環境大臣に申し出ること。
- 24 窒素酸化物等総量削減法第8条第3項において準用する第6条第4項の規定に基づき、粒子状物質対策地域を定める政令の制定又は改廃の立案について環境大臣に意見を述べること。
- 25 窒素酸化物等総量削減法第8条第3項において準用する第6条第6項の規定に基づき、粒子状物質総量削減基本方針の案の作成又は変更案の作成について環境大臣に意見を述べること。
- 26 窒素酸化物等総量削減法第12条第3項の規定に基づき、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準について環境大臣に意見を述べること。
- 27 窒素酸化物等総量削減法第13条第2項の規定に基づき、窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準の適用区分又は猶予期間を定める政令の制定又は改廃の立案について環境大臣に意見を述べること。
- 28 窒素酸化物等総量削減法第22条第3項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、同法第16条の規定に基づく指導及び助言、同法第19条の規定に基づく勧告及び命令並びに同法第20条第1項の規定に基づく報告及び立入検査

を要請すること。

- 29 騒音規制法第3条第2項の規定に基づき、地域の指定又はその変更若しくは廃止について関係市町長の意見を聴くこと。
- 30 振動規制法第3条第2項の規定に基づき、地域の指定又はその変更若しくは廃止について関係市町長の意見を聴くこと。
- 31 悪臭防止法第5条第1項の規定に基づき、規制地域の指定又はその変更若しくは解除及び規制基準の設定、変更又は廃止について当該規制地域を管轄する市町長の意見を聴くこと。
- 32 悪臭防止法第5条第2項の規定に基づき、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町長の意見を聴くこと。
- 33 航空機騒音障害防止法第11条第2項の規定に基づき、損失補償の申請について国土交通大臣に意見を述べること。
- 34 環境条例第30条第1項の規定に基づき、関係市町長等に対し、意見を述べること。
- 35 環境条例第36条第4項の規定に基づき、指定区域の指定又はその変更若しくは廃止について関係市町長の意見を聴くこと。
- 36 環境条例第56条の規定に基づき、工業用水道事業者に対し、工業用水の供給の制限又は停止を要請すること。
- 37 環境条例第67条の3の規定に基づき、特定自動車を使用する者に対し、特定自動車の運行の適正な管理等の必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 38 環境条例第73条第1項の規定に基づき、公安委員会に道路交通法の規定による措置

			<p>を講ずべきことを要請すること。</p> <p>39 環境条例第73条第2項の規定に基づき、道路の部分の構造の改善等について、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べること。</p> <p>40 環境条例第150条第1項の規定に基づき、事業者名等を公表すること(神戸市及び姫路市に所在する工場等に係るものに限る。)</p> <p>41 環境条例第150条第2項の規定に基づき、事業者名等を公表すること。</p>
<p>水質課</p>	<p>1 環境基本法第16条第2項の規定に基づき、水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域を指定すること。</p> <p>2 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3第1項の規定に基づき、総量削減計画を定めること。</p> <p>3 水質汚濁防止法第4条の5第1項の規定に基づき、総量規制基準を定めること。</p> <p>4 ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の規定に基づき、対策地域を指定すること。</p> <p>5 ダイオキシン類対策特別措置法第31条第1項の規定に基づき、対策計画を定めること。</p> <p>6 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海環境保全法」という。)第4条第1項の規定に基づき、瀬戸内海の環境保全に関する県計画を定めること。</p> <p>7 瀬戸内海環境保全法第12条の4第1項の規定に基づき、指定物質削減指導</p>		<p>1 水質汚濁防止法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づき、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>2 水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成すること。</p> <p>3 水質汚濁防止法第23条第4項の規定に基づき、行政機関の長に対し鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)の規定による措置をとるべきことを要請すること。</p> <p>4 水質汚濁防止法第24条第2項の規定に基づき、関係行政機関の長等に対し、意見を述べること。</p> <p>5 ダイオキシン類対策特別措置法第29条第3項(第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、対策地域の指定等について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>6 ダイオキシン類対策特別措置法第30条第1項の規定に基づき、対策地域の区域を</p>

方針を定めること。

- 8 環境条例第33条第1項の規定に基づき、水質の汚濁に係る環境基準を定めること。
- 9 環境条例第34条第1項の規定に基づき、汚水に係る規制基準を定めること。
- 10 環境条例第36条第1項の規定に基づき、工場等の設置についての許可を必要とする指定区域を指定すること。
- 11 環境条例第37条第1項の規定に基づき、汚水に係る特別基準を定めること。
- 12 環境条例第84条第1項の規定に基づき、流域水環境保全創造指針を定めること。

変更し、又はその指定を解除すること。

- 7 ダイオキシン類対策特別措置法第31条第3項の規定に基づき、対策計画について関係市町長の意見を聴くこと。
- 8 ダイオキシン類対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、対策計画を変更すること。
- 9 ダイオキシン類対策特別措置法第35条第3項の規定に基づき、行政機関の長に対し、鉱山保安法、電気事業法及び海洋汚染又は海上災害の防止に関する法律の規定による措置をとるべきことを要請すること。
- 10 ダイオキシン類対策特別措置法第36条第2項の規定に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、協力を求め、又はダイオキシン類による環境の汚染の防止若しくはその除去等に関し意見を述べること。
- 11 瀬戸内海環境保全法第5条第1項の規定に基づき、特定施設の設置を許可すること。
- 12 瀬戸内海環境保全法第5条第5項の規定に基づき、関係府県知事及び市町長に通知し、意見を求めること。
- 13 瀬戸内海環境保全法第8条第1項の規定に基づき、施設の変更を許可すること。
- 14 瀬戸内海環境保全法第11条の規定に基づき、違反を是正するために必要な措置を命ずること。
- 15 瀬戸内海環境保全法第20条第2項の規定に基づき、環境大臣に勧告に基づく措置について報告すること。
- 16 土壌汚染対策法(平成14年

法律第53号)第3条第3項の規定に基づき、土地の所有者等に対し、報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。

17 土壤汚染対策法第4条第1項の規定に基づき、汚染の状況について調査させてその結果を報告すべきことを命ずること。

18 土壤汚染対策法第5条第1項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されている土地の区域を指定すること。

19 土壤汚染対策法第5条第4項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されている土地の区域の指定を解除すること。

20 土壤汚染対策法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

21 土壤汚染対策法第9条第4項の規定に基づき、土地の形質の変更等の施行方法に関する計画の変更を命ずること。

22 土壤汚染対策法第31条第2項の規定に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、意見を述べること。

23 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号)第4条第1項の規定に基づき、指定水域及び指定地域の指定を環境大臣に申し出ること。

24 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、水質保全計画を定めること。

			<p>25 環境条例第30条第1項の規定に基づき、関係市町長等に対し、意見を述べること。</p> <p>26 環境条例第36条第4項の規定に基づき、指定区域の指定又はその変更若しくは廃止について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>27 環境条例第56条の規定に基づき、工業用水道事業者に対し、工業用水の供給の制限又は停止を要請すること。</p> <p>28 環境条例第150条第1項の規定に基づき、事業者名等を公表すること(神戸市及び姫路市に所在する工場等に係るものに限る。)。</p>
--	--	--	--

別表第1 県土整備部の部課名の項中「課名」を「課名等」に改め、同部交通政策課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

3 航空法(昭和27年法律第231号)第38条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に飛行場の設置を申請すること。

4 空港整備法(昭和31年法律第80号)第5条第1項の規定に基づき、空港を設置し、及び管理する地方公共団体を協議して定めること。

5 航空機騒音障害防止法第9条の3第2項及び第3項の規定に基づき、空港周辺整備計画を策定すること。
別表第1 県土整備部の部交通政策課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

航空機騒音障害防止法第65条第2項の規定に基づき、空港周辺整備計画の策定について関係市町長の意見を聴取し、関係行政機関の長と協議すること。

別表第1 県土整備部の部空港政策課の項及び21世紀の森課の項を削り、同部道路計画課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

9 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第4項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が行う都市計画事業を認可すること。

10 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定すること。

11 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第2項の規定に基づき、県公安委員会、市町、一般電気事業者、特定電気事業者及び第1種電気通信事業者に電線共同溝を整備すべき道路の指定について意見を聴くこと。

別表第1 県土整備部の部道路建設課の項中「道路建設課」を「地域道路室」に改め、同部街路課の項局長専決事項の欄1中「(昭和43年法律第100号)」を削り、同部河川計画課の項を削り、同部河川整備課の項の次に次のように加える。

河川計画室		<p>1 河川法第16条第1項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めること。</p> <p>2 河川法第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めること。</p>	
-------	--	---	--

別表第1 県土整備部の部都市政策課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

- 8 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「景観条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、景観形成等基本方針を定めること。
 - 9 景観条例第7条の2第1項の規定に基づき、地域景観形成等基本計画を定め、又は変更すること。
 - 10 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑豊かな地域環境形成条例」という。）第7条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、緑豊かな環境形成地域を指定し、又は変更すること。
 - 11 緑豊かな地域環境形成条例第8条第1項の規定に基づき、地域環境形成基本方針を定めること。
 - 12 緑豊かな地域環境形成条例第13条第1項（第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、環境形成区域を指定し、又は変更すること。
 - 13 緑豊かな地域環境形成条例第16条の規定に基づき、開発行為を許可すること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。
 - 14 緑豊かな地域環境形成条例第25条第1項の規定に基づき、環境形成協定を締結すること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。
- 別表第1 県土整備部の部都市政策課の項局長専決事項の欄に次のように加える。
- 25 景観条例第7条第2項の規定に基づき、景観形成等基本方針を定める場合に景観形成審議会の意見を聴くこと。
 - 26 景観条例第7条の2第6項において準用する第7条第2項の規定に基づき、地域景観形成等基本計画を定め、又は変更する場合に景観形成審議会の意見を聴くこと。
 - 27 景観条例第8条第1項、第3項又は第9項の規定に基づき、景観形成地区を指定し、又は変更すること。
 - 28 景観条例第9条第1項の規定に基づき、景観形成基準を定めること。
 - 29 景観条例第15条第1項、第3項又は第4項の規定に基づき、風景形成地域を指定し、又は変更すること。
 - 30 景観条例第16条第1項の規定に基づき、風景形成基準を定めること。
 - 31 景観条例第21条の2第1項、第3項又は第4項の規定に基づき、星空景観形成地域を指定し、又は変更すること。
 - 32 景観条例第21条の4第1項の規定に基づき、星空景観形成照明基準を定めること。
 - 33 景観条例第21条の10第1項、第4項又は第5項の規定に基づき、景観形成重要建造物等を指定し、又は指定を解除すること。
 - 34 景観条例第22条第1項の規定に基づき、大規模建築物等景観基準を定めること。
 - 35 景観条例第27条の15第1項の規定に基づき、空地を定めること。
 - 36 景観条例第27条の15第1項の規定に基づき、空地利用等景観基準を定めること。
 - 37 景観条例第28条第2項の規定に基づき、景観形成等住民協定を認定すること。
 - 38 景観条例第29条の6第1項の規定に基づき、公共施設景観指針を定めること。
 - 39 屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第4条第1項の規定に基づき、禁止地域等に係る区域又は地域若しくは場所を指定すること。
 - 40 屋外広告物条例第5条第1項第6号又は第12号の規定に基づき、禁止物件に係る区域又は物件を指定すること。
 - 41 屋外広告物条例第6条の規定に基づき、許可地域等に係る区域を指定すること。
 - 42 屋外広告物条例第7条第1項第2号の規定に基づき、公共的団体を指定すること。
 - 43 屋外広告物条例第7条第2項第9号及び第3項第3号の規定に基づき、適用除外等に係る区域を指定すること。
 - 44 屋外広告物条例第11条の規定に基づき、許可の特例に係る基準を定めること。
 - 45 屋外広告物条例第23条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、広告景観モデル地区を指定し、又は変更すること。
 - 46 屋外広告物条例第24条第1項の規定に基づき、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準を定めること。
 - 47 緑豊かな地域環境形成条例第7条第1項又は第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、緑豊かな環境形成地域の指定又は変更について関係市町長と協議し、又は緑豊かな環境形成審議会の意見を聴くこと。
 - 48 緑豊かな地域環境形成条例第8条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規

- 定に基づき、地域環境形成基本方針を定め、又は変更する場合に、関係市町長と協議し、又は緑豊かな環境形成審議会の意見を聴くこと。
- 49 緑豊かな地域環境形成条例第13条第1項又は第2項（第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、環境形成区域の指定又は変更について関係市町長と協議し、又は緑豊かな環境形成審議会の意見を聴くこと。
- 50 緑豊かな地域環境形成条例第15条第1項の規定に基づき、地域環境形成基準を定めること。
- 51 緑豊かな地域環境形成条例第16条の規定に基づき、開発行為を許可すること（ゴルフコースの新設以外に係るもので10ヘクタール以上の規模に係るものに限る。）。
- 52 緑豊かな地域環境形成条例第17条第3項（第22条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町長及び緑豊かな環境形成審議会の意見を聴くこと（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。
- 別表第1 県土整備部の部都市計画課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。
- 9 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開発行為を許可すること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。
- 10 都市計画法第34条の2第1項の規定に基づき、国等が行う開発行為について協議に応ずること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。
- 別表第1 県土整備部の部都市計画課の項局長専決事項の欄に次のように加える。
- 27 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）第8条第4項の規定に基づき、大規模小売店舗（店舗面積が3千平方メートルを超えるものに限る。28及び29において同じ。）の新設等の届出をした者に対し意見を述べること。
- 28 大店立地法第9条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出をした者に対し必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 29 大店立地法第9条第7項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出に係る勧告に従わなかつた旨を公表すること。
- 30 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号。以下「大規模集客施設条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、知事意見書を作成し、これを事業者へ送付し、又は意見を有しない旨を事業者へ通知すること（床面積が3千平方メートルを超えるものに限る。31から36までにおいて同じ。）。
- 31 大規模集客施設条例第4条第3項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事意見書又は知事再意見書の作成等について大規模小売店舗等立地審議会の意見を聴くこと。
- 32 大規模集客施設条例第6条第1項の規定に基づき、知事再意見書を作成し、これを事業者へ送付し、又は意見を有しない旨を事業者へ通知すること。
- 33 大規模集客施設条例第8条の規定に基づき、再対策書に係る対策に関する見解を事業者へ通知すること。
- 34 大規模集客施設条例第10条第1項の規定に基づき、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- 35 大規模集客施設条例第10条第2項の規定に基づき、対策の内容が不十分である場合における勧告について大規模小売店舗等立地審議会の意見を聴くこと。
- 36 大規模集客施設条例第10条第3項の規定に基づき、勧告を受けた者の氏名等を公表すること。
- 37 都市計画法第33条第6項の規定に基づき、市町の条例の制定に同意すること。
- 38 都市計画法第41条第1項（同法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物の敷地面積に対する建築面積の割合、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備についての指定を定めること。
- 39 都市計画法第59条第2項の規定に基づき、都市計画事業の施行の認可を国土交通大臣に申請すること。
- 40 都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第5条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定区域を指定すること。
- 41 都市計画法施行条例第5条第6項（同条第9項及び同条例第8条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町長及び兵庫県開発審査会に意見を聴くこと。
- 42 都市計画法施行条例第7条第3号の規定に基づき、建築物の用途を指定すること。
- 43 都市計画法施行条例第8条第3項の規定に基づき、特別指定区域を指定すること。
- 44 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第22条第1項の規定に基づき、新住宅市街地開発事業に関する処分計画を認可すること。

- 45 新住宅市街地開発法第41条第 1 項の規定に基づき、施行者に施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずること。
- 46 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第22条第 1 項の規定に基づき、土地整理の施行計画を認可すること。
- 47 新都市基盤整備法第30条の規定に基づき、換地計画を認可すること。
- 48 新都市基盤整備法第38条第 1 項の規定に基づき、換地計画の変更を認可すること。
- 49 新都市基盤整備法第45条第 1 項の規定に基づき、処分計画又はその変更について協議に応じ、同意すること。
- 50 新都市基盤整備法第49条第 1 項の規定に基づき、実施計画又はその変更を認可すること。
- 51 特定農山村法第 8 条第 4 項の規定に基づき、所有権移転等促進計画を承認すること。
- 52 開発地域の良好な環境の確保に関する条例（昭和49年兵庫県条例第11号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、開発協定を締結すること。
- 53 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第16条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務を受託すること。
- 54 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、宅地造成工事規制区域を指定すること。
- 55 宅地造成等規制法第20条第 1 項の規定に基づき、造成宅地防災区域を指定すること。
- 56 宅地造成等規制法第20条第 2 項の規定に基づき、造成宅地防災区域の指定を解除すること。
別表第 1 県土整備部の部まちづくり課の項を削り、同部住宅計画課の項中「住宅計画課」を「住宅政策課」に改め、同項局長専決事項の欄に次のように加える。
- 12 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第52号）第 3 条又は第 5 条の規定に基づき、供給計画を認定し、又はその変更を認定すること。
- 13 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条の規定に基づき、認定事業者に必要な措置を命ずること。
- 14 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第11条第 1 項の規定に基づき、計画の認定を取り消すこと。
- 15 特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助に関する実施計画を定めること。
別表第 1 県土整備部の部公営住宅課の項を削り、同部住宅管理課の項中「住宅管理課」を「公営住宅課」に改め、同項局長専決事項の欄中 5 を削り、4 を 5 とし、1 から 3 までを 2 から 4 までとし、2 の前に次のように加える。
1 県営住宅整備事業の実施計画を定めること。
別表第 1 県土整備部の部住宅管理課の項局長専決事項の欄中 6 から 9 までを削り、10を 6 とし、同部復興支援課の項を削る。
別表第 2 企画管理部の部中「企画管理部」を「企画県民部」に改め、同部企画課の項中「企画課」を「防災企画課」に改め、同部防災計画課の項中「防災計画課」を「防災計画室」に改め、同項の次に次のように加える。

復興支援課		<ul style="list-style-type: none"> 1 兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、財団法人兵庫県住宅再建共済基金の業務規程及び約款を承認すること。 2 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第 3 条の規定に基づき、被災者生活再建支援金の支給を行うこと。 3 被災者生活再建支援法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、支援金の支給に
-------	--	--

			<p>関する事務を被災者生活再 建支援基金又は市町に委託 すること。</p> <p>4 被災者生活再建支援法第 9条第2項又は第3項の規 定に基づき、被災者生活再建 支援基金に対し必要な資金 を拠出すること。</p>
--	--	--	--

(地方機関処務規程の一部改正)

第2条 地方機関処務規程(昭和43年兵庫県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項ただし書中「次の各号に掲げる地方機関」を「県立大学」に、「当該各号に掲げる職員」を「規則第392条の局長、部長、経済学部長、経営学部長、会計研究科長、工学部長、工学研究科長、理学部長、物質理学研究科長、生命理学研究科長、環境人間学部長、看護学部長、応用情報科学研究科長、経済経営研究所長、高度産業科学技術研究所長、自然・環境科学研究所長、地域ケア開発研究所長、学術総合情報センター長、生涯学習交流センター長、産学連携センター長、国際交流センター長、学生部長若しくは総合教育センター長又は規則第393条の副学長の職にある者」に改め、同項各号を削る。

第24条の2第1項中「企画管理部教育・情報局文書課」を「企画県民部管理局文書課」に改める。

別表第1県民局企画調整部及び企画県民部の部総務担当参事の項県民局長専決事項の欄中9を10とし、6から8までを7から9までとし、同欄5の次に次のように加える。

6 臨時又は非常勤の職員を採用し、及び退職させること。

別表第1県民局企画調整部及び企画県民部の部企画調整・市町担当参事の項中「企画調整・市町担当参事」を「企画調整担当参事(神戸県民局にあつては企画調整・連携担当参事、東播磨県民局、北播磨県民局及び但馬県民局にあつては企画調整・防災担当参事、中播磨県民局にあつては企画調整・銀の馬車道担当参事)」に改め、同項県民局長委任事項の欄5から14まで及び同項県民局長専決事項の欄2から39までを削り、同部阪神北県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局の企画調整・市町担当参事の項を削り、同部中播磨県民局、西播磨県民局及び但馬県民局の企画調整・市町担当参事の項中「中播磨県民局、西播磨県民局及び但馬県民局の企画調整・市町担当参事」を「中播磨県民局の企画調整・銀の馬車道担当参事、西播磨県民局の企画調整担当参事及び但馬県民局の企画調整・防災担当参事」に改め、同部西播磨県民局、但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局の企画調整・市町担当参事の項を削り、同部淡路県民局の企画調整・市町担当参事の項中「企画調整・市町担当参事」を「企画調整担当参事」に改め、同部防災担当参事の項中「防災担当参事」を「防災担当参事(東播磨県民局、北播磨県民局及び但馬県民局にあつては企画調整・防災担当参事、西播磨県民局にあつては防災・地域づくり担当参事、丹波県民局にあつては防災・丹波の魅力づくり担当参事)」に改め、同部神戸県民局の企画調整担当参事の項中「企画調整担当参事」を「企画調整・連携担当参事」に改め、同項県民局長委任事項の欄1中「企画調整・市町担当参事の項県民局長委任事項の欄1及び2」を「企画調整担当参事の項県民局長委任事項の欄」に改め、同欄に次のように加える。

4 防災担当参事の項県民局長委任事項の欄に掲げる事項

別表第1県民局企画調整部及び企画県民部の部神戸県民局の企画調整担当参事の項県民局長専決事項の欄1中「企画調整・市町担当参事」を「企画調整担当参事」に改め、同欄に次のように加える。

2 防災担当参事の項県民局長委任事項の欄に掲げる事項

3 表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)の規定に基づき、表彰を行うこと(知事が別に定めるものに限る。)

別表第1県民局企画調整部及び企画県民部の部県民担当参事の項県民局長委任事項の欄1並びに健康福祉・環境担当参事の項県民局長委任事項の欄1から3まで並びに県民局長専決事項の欄1及び2中「神戸生活創造センター」の右に「、ハーバーランド庁舎経営部」を加え、同部神戸県民局のさわやか県政・連携担当参事の項を削り、同表県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部中「神戸生活創造センター」の右に「、ハーバーランド庁舎経営部」を加え、同部神戸生活創造センターの項を次のように改める。

<p>神戸生活創造センター及び東播磨生活創造センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第8号）第5条の規定に基づき、利用を許可すること。 2 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、使用料の全部又は一部を免除すること。 3 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例第9条の規定に基づき、利用の許可を取り消すこと。 4 兵庫県立生活創造センター管理規則（平成20年兵庫県規則第23号）第5条の規定に基づき、入場を拒否し、又は退場を命ずること。 5 兵庫県立生活創造センター管理規則第9条第1項の規定に基づき、特別の設備、装飾等をする事を承認すること。 6 兵庫県立生活創造センター管理規則第10条第1項の規定に基づき、利用の内容の変更を承認すること。 	
--------------------------------	---	--

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部生活科学センターの項県民局長委任事項の欄に次のように加える。

1 兵庫県立生活科学センター管理規則（平成20年兵庫県規則第31号）の規定に基づき、入館を拒否し、又は退官を命ずること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄1の3を次のように改める。

1の3 健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の4の規定に基づき、市町による生活習慣相談等及び健康増進事業の実施の状況に関する報告を求めること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄1の4中「（平成14年法律第103号）」を削り、同欄中1の16を1の18とし、1の15を1の17とし、1の14を1の16とし、同欄1の13中「（昭和41年兵庫県規則第24号）」を削り、「受療者」を「納入義務者」に改め、同欄中1の13を1の15とし、1の12の次に次のように加える。

1の13 母子保健法第21条の4第1項の規定に基づき、養育医療の給付に要する費用を徴収すること。

1の14 母子保健規則（昭和41年兵庫県規則第24号）第13条の規定に基づき、徴収金を免除すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄74中「（昭和26年法律第45号）」を削り、同欄中211の5を次のように改める。

211の5 削除

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄中278の10を278の12とし、278の5から278の9までを278の7から278の11までとし、同欄278の4の次に次のように加える。

278の5 薬事法第8条の2第1項の規定に基づき、薬局に関する情報（以下「薬局機能情報」という。）の報告を受理すること。

278の6 薬事法第8条の2第2項の規定に基づき、薬局機能情報の変更の報告を受理すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄279、280及び281中「一般販売業、薬種商販売業又は特例販売業」を「配置販売業以外の医薬品販売業」に改め、同部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、社健康福祉事務所、

福崎健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、柏原健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄32の2の次に次のように加える。

32の3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる16から32までに掲げる事項

別表第1 県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長委任事項の欄46中「受理すること」の右に「（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項の規定により市町の条例で緑地面積率等に係る準則が定められた同意企業立地重点促進区域に係るものを除く。47から53までにおいて同じ。）」を加え、同部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄33中「信託」を「供託」に改め、同欄82の2中「第9条第12項」を「第9条第13項」に改め、同欄82の7中「銃猟禁止区域及び銃猟制限区域」を「特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域」に改め、同欄82の8中「第7条第10項」を「第7条第11項」に改め、同欄82の9中「第7条第11項」を「第7条第12項」に改め、同欄82の10中「第7条第12項」を「第7条第13項」に改め、同欄82の11中「第7条第13項」を「第7条第14項」に改め、同項県民局長専決事項の欄51の次に次のように加える。

51の2 家畜取引法第27条の規定に基づき、家畜取引のための臨時市場の開場の届出を受理すること。

別表第1 県民局地域振興部の部農林振興事務所の項県民局長専決事項の欄91の12から91の14までの規定中「銃猟制限区域内における銃猟」を「特定猟具使用制限区域内における特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等」に改め、同表県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄120中「第31条の2第2項第14号八及び第15号二、第62条の3第4項第14号八及び第15号二」を「第31条の2第2項第15号八及び第16号二、第62条の3第4項第15号八及び第16号二」に改め、同欄148の2を同欄148の3とし、同欄148の次に次のように加える。

148の2 建築士法第6条第2項の規定に基づき、2級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供すること。

別表第1 県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄151中「第10条の2第1項」を「第10条の3第1項」に、「1級建築士」を「1級建築士等」に改め、同欄152中「第10条の2第1項」を「第10条の3第1項」に、「1級建築士の免許証等」を「1級建築士等の免許証」に改め、同欄156中「建築士事務所を管理する建築士」を「管理建築士」に改め、同項県民局長専決事項の欄18中「する」を「与える」に改め、同部上郡土木事務所の項を削り、同部豊岡土木事務所及び洲本土木事務所の項県民局長委任事項の欄1中「過疎地域自立促進特別措置法」の右に「（平成12年法律第15号）」を加え、同部新温泉土木事務所の項県民局長委任事項の欄中1を削り、2を1とし、同部但馬空港管理事務所の項県民局長委任事項の欄2を次のように改める。

2 航空法（昭和27年法律第231号）第49条第1項ただし書及び第2項の規定に基づき、仮設物等の設置等を承認し、又は物件の除去を求めること。

別表第1 県民局県土整備部の部但馬空港管理事務所の項県民局長委任事項の欄2の次に次のように加える。

2の2 航空法第49条第3項の規定に基づき、損失を補償し、及び物件の除去を求めること。

2の3 航空法第50条第1項の規定に基づき、損失を補償すること。

2の4 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例（平成6年兵庫県条例第15号）第17条の規定に基づき、使用料の全部又は一部を免除すること。

2の5 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例第19条の規定に基づき、許可の全部又は一部を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止その他必要な措置を命ずること。

2の6 兵庫県立但馬飛行場管理規則（平成6年兵庫県規則第24号）第18条第3項の規定に基づき、不許可の通知を行うこと。

別表第1 県民局県土整備部の部但馬空港管理事務所の項県民局長委任事項の欄3から17までの規定中「兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例」を「兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例」に改め、同欄18及び19中「兵庫県立飛行場管理規則」を「兵庫県立但馬飛行場管理規則」に改める。

別表第2 県立生活科学研究所長の項中「県立生活科学研究所長」を「県立生活科学総合センター所長」に改め、同項委任事項の欄1中「兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に関する条例（昭和53年兵庫県条例第5号）」を「兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年兵庫県条例第48号）」に改め、同欄2中「兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に関する条例第7条」を「兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例第5条」に改め、同欄3中「兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に關

する条例第8条」を「兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例第7条」に改め、同欄4中「兵庫県立生活科学研究所管理規則（昭和53年兵庫県規則第25号）」を「兵庫県立生活科学センター管理規則」に改め、同欄7を同欄8とし、同欄6中「依頼研究」を「依頼試験」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5中「兵庫県立生活科学研究所管理規則第9条第1項」を「兵庫県立生活科学センター管理規則第10条第1項」に改め、同欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。

5 兵庫県立生活科学センター管理規則第9条第1項の規定に基づき、特別の設備、装飾等をする事を承認すること。

別表第2 県立生活科学研究所長の項専決事項の欄1中「研究」を「調査」に改め、同欄3を次のように改める。

3 消費生活条例第17条第1項又は第2項の規定に基づき、消費者苦情を解決するために必要なあつせんその他の措置をとり、又は事業者等に対し、必要な資料の提出を指示し、若しくは要請すること。

別表第2 県立精神保健福祉センター所長の項委任事項の欄1中「第38条の3第1項」の右に「及び第5項」を加え、同欄2から5まで及び同項専決事項の欄1及び2中「に基づき」を「の規定に基づき」に改め、同表児童相談所長の項委任事項の欄12中「、助産」を「並びに助産」に改め、「並びに県立のじぎく療育センターに入所中の児童に係るもの」を削り、同欄16を同欄24とし、同欄24の前に次のように加える。

19 児童虐待の防止等に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、必要な調査又は質問させること。

20 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項の規定に基づき、児童の住所若しくは居所を臨検させ、又は搜索させること。

21 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、必要な調査又は質問をさせること。

22 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第3項の規定に基づき、裁判官に必要な書類を提出すること。

23 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第5項の規定に基づき、許可状を職員に交付し、臨検又は搜索をさせること。

別表第2 児童相談所長の項委任事項の欄15中「除く」の右に「。19において同じ」を加え、同欄15を同欄18とし、同欄14の次に次のように加える。

15 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項の規定に基づき、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、必要な調査又は質問をさせること。

16 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第2項（同法第9条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保護者に対し、必要な事項を告知すること。

17 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第3項の規定に基づき、立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずること。

別表第2 県立厚生専門学院長の項及び県立のじぎく療育センター院長の項を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中地方機関処務規程別表第1 県民局県土整備部の部まちづくり担当参事(丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事)の項の改正規定(同項県民局長委任事項の欄120に係る部分を除く。) 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日
- (2) 第2条中地方機関処務規程別表第1 県民局県土整備部の部上郡土木事務所の項、新温泉土木事務所の項及び但馬空港管理事務所の項の改正規定 兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成20年兵庫県条例第26号)の施行の日

兵庫県訓令第5号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のよう定める。

平成20年3月31日

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(県営林の立木等に押印する極印に関する規程の一部改正)

第1条 県営林の立木等に押印する極印に関する規程（昭和36年兵庫県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

農政環境部
農林振興事務所
農林水産振興事務所

（職員服務規程の一部改正）

第2条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は課」を「、課又は室」に改め、同条第3号中「知事室長」の右に「、政策室長」を加え、同条第4号中「及び」の右に「室長並びに」を、「知事室長」の右に「、政策室長」を加え、同条第6号中「課長」の右に「又は室長」を加える。

（公印規程の一部改正）

第3条 公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは課」を「、課若しくは室」に改める。

第4条第1項中「企画管理部教育・情報局文書課長」を「企画県民部管理局文書課長」に改める。

別表防災監印の款中「企画管理部防災企画局企画課長」を「企画県民部防災企画局防災企画課長」に改め、同表知事室長印の款の次に次のように加える。

政策室長印	方25	政策室長の指定する課長
-------	-----	-------------

別表知事室印の款の次に次のように加える。

政策室印	方25	政策室長の指定する課長
------	-----	-------------

別表課印の款の次に次のように加える。

室印	方25	各室長
----	-----	-----

（職員被服等貸与規程の一部改正）

第4条 職員被服等貸与規程（昭和37年兵庫県訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「兵庫県立のじぎく療育センター職員被服等貸与規程（昭和42年兵庫県訓令甲第15号）の規定により被服等の貸与を受ける職員及び」を削る。

別表38の款中「厚生専門学院又は」を削る。

（官報報告規程の一部改正）

第5条 官報報告規程（昭和38年兵庫県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「企画管理部教育・情報局文書課長」を「企画県民部管理局文書課長」に改める。

（法制審議会規程の一部改正）

第6条 法制審議会規程（昭和38年兵庫県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「企画管理部長」を「企画県民部長」に改め、同条第4項中「企画管理部企画調整局長及び企画管理部教育・情報局長」を「企画県民部企画財政局長及び企画県民部管理局長」に改める。

第9条中「企画管理部教育・情報局文書課」を「企画県民部管理局文書課」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第8条）

委員	幹事
企画県民部企画財政局総務課長	企画県民部管理局文書課副課長
企画県民部企画財政局財政課長	企画県民部企画財政局総務課企画調整係長
企画県民部企画財政局市町振興課長	企画県民部企画財政局財政課係長（予算を統括する者に限る。）
企画県民部管理局人事課長	企画県民部企画財政局市町振興課行政係長
企画県民部管理局文書課長	企画県民部管理局人事課調査係長
健康福祉部企画少子局総務課長	

産業労働部産業政策局産業政策課長
 農政環境部農政企画局総務課長
 県土整備部県土企画局総務課長
 出納局会計課長

企画県民部管理局文書課法制係長
 健康福祉部企画少子局総務課企画調整係長
 産業労働部産業政策局産業政策課企画調整係長
 農政環境部農政企画局総務課企画調整係長
 県土整備部県土企画局総務課企画調整係長
 出納局会計課企画係長

(広域防災センターの消防学校職員に貸与する被服等の制式の一部改正)

第7条 広域防災センターの消防学校職員に貸与する被服等の制式(昭和38年兵庫県訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県立広域防災センター
 企画県民部

(人事考査規程の一部改正)

第8条 人事考査規程(昭和38年兵庫県訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「企画管理部管理局長」を「企画県民部管理局長」に改め、同条第4項中「県民政策部政策局長、企画管理部企画調整局長、健康生活部生活企画局長」を「企画県民部企画財政局長、健康福祉部企画少子局長」に、「農林水産部農政企画局長」を「農政環境部農政企画局長」に改める。

第10条第2項及び第11条中「企画管理部管理局人事課」を「企画県民部管理局人事課」に改める。

(行政考査規程の一部改正)

第9条 行政考査規程(昭和38年兵庫県訓令甲第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「企画管理部企画調整局新行政課長」を「企画県民部企画財政局新行政課長」に改める。

(財産評価委員会規程の一部改正)

第10条 財産評価委員会規程(昭和38年兵庫県訓令甲第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画管理部長」を「企画県民部長」に改め、同条第3項中「企画管理部管理局長」を「企画県民部管理局長」に改め、同条第4項中「企画管理部企画調整局財政課長、企画管理部企画調整局税務課長、企画管理部管理局管財課長、農林水産部農政企画局総務課長」を「企画県民部企画財政局財政課長、企画県民部企画財政局税務課長、企画県民部管理局管財課長、農政環境部農政企画局総務課長」に、「県土整備部住宅建築局建築指導課長」を「県土整備部まちづくり局都市計画課室長」に改める。

第9条中「企画管理部管理局管財課」を「企画県民部管理局管財課」に改める。

(自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第11条 自家用電気工作物保安規程(昭和40年兵庫県訓令甲第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「企画管理部管理局管財課」を「企画県民部管理局管財課」に改める。

(入札参加者審査会規程の一部改正)

第12条 入札参加者審査会規程(昭和41年兵庫県訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「企画管理部長」を「企画県民部長」に改め、同項第4号中「農林水産部長」を「農政環境部長」に改める。

第9条第2項中「農林水産部農政企画局総務課長」を「農政環境部農政企画局総務課長」に改める。

別表第1農林水産部会の項中「農林水産部の」を「農政環境部農政企画局及び農林水産部の」に、「農林水産部農政企画局総務課」を「農政環境部農政企画局総務課」に改める。

別表第2農林水産部会の項を次のように改める。

農 林 水 産 部 会	農政環境部長	農政環境部農政企画局長 農政環境部農林水産局長	農政環境部農政企画局総務課長 農政環境部農林水産局農地整備課長 農政環境部農林水産局農地整備課室長 農政環境部農林水産局治山課長 農政環境部農林水産局水産課長 農政環境部農林水産局漁港課長
----------------	--------	----------------------------	---

別表第2土木部会の項中「県土整備部県土企画局空港政策課長」を「県土整備部県土企画局交通政策課室長」に、「県土整備部土木局道路建設課長」を「県土整備部土木局地域道路室長」に改め、同表まちづくり部会の項中「県土整備部まちづくり復興担当部長」を「県土整備部まちづくり担当部長」に、「県土整備部住宅建築局住宅計画課長」を「県土整備部住宅建築局住宅政策課長」に改め、同表物件部会の項中「企画管理部管理局管財課長」を「企画県民部管理局管財課長」に改め、同表企業部会の項中「企業庁地域整備局公園都市整備課住宅分譲室長」を「企業庁地域整備局公園都市整備課室長」に、「企業庁地域整備局臨海整備課分譲企画室長」を「企業庁地域整備局臨海整備課室長」に改める。

別表第3農林水産部会の款本庁分科会の項中「農林水産部農政企画局総務課」を「農政環境部農政企画局総務課」に改め、同表企業部会の款播磨科学公園都市建設分科会の項中「播磨科学公園都市建設事務所」を「播磨科学公園都市まちづくり事務所」に改める。

(本庁文書管理規程の一部改正)

第13条 本庁文書管理規程(昭和43年兵庫県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「県民政策部政策室総務課、企画管理部企画調整局総務課、健康生活部生活企画局総務課、産業労働部産業科学局総務課、農林水産部農政企画局総務課」を「企画県民部企画財政局総務課、健康福祉部企画少子局総務課、産業労働部産業政策局産業政策課、農政環境部農政企画局総務課」に改める。

第10条中「企画管理部教育・情報局文書課」を「企画県民部管理局文書課」に改める。

第11条中「企画管理部教育・情報局文書課長」を「企画県民部管理局文書課長」に改める。

(公共用地補償審査会規程の一部改正)

第14条 公共用地補償審査会規程(昭和43年兵庫県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2項中「農林水産部」を「農政環境部」に改める。

第3条第3項中「農林水産部農林水産局長」を「農政環境部農林水産局長」に改め、同条第4項中「企画管理部企画調整局税務課長及び企画管理部管理局管財課室長」を「企画県民部企画財政局税務課長及び企画県民部管理局管財課室長」に、「農林水産部農林水産局」を「農政環境部農林水産局」に改める。

第9条第1号中「各県民局農林水産部会」を「各県民局農政環境部会」に、「農林水産部」を「農政環境部」に改める。

別表第2部会の欄中「神戸県民局農林水産部会」を「神戸県民局農政環境部会」に、「阪神北県民局農林水産部会」を「阪神北県民局農政環境部会」に、「東播磨県民局農林水産部会」を「東播磨県民局農政環境部会」に、「北播磨県民局農林水産部会」を「北播磨県民局農政環境部会」に、「中播磨県民局農林水産部会」を「中播磨県民局農政環境部会」に、「西播磨県民局農林水産部会」を「西播磨県民局農政環境部会」に、「但馬県民局農林水産部会」を「但馬県民局農政環境部会」に、「丹波県民局農林水産部会」を「丹波県民局農政環境部会」に、「淡路県民局農林水産部会」を「淡路県民局農政環境部会」に改める。

(庁用自動車管理規程の一部改正)

第15条 庁用自動車管理規程(昭和47年兵庫県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「企画管理部管理局管財課」を「企画県民部管理局管財課」に改める。

第4条第3項中「企画管理部管理局管財課室長」を「企画県民部管理局管財課室長」に改める。

第5条中「又は課」を「、課又は室」に改める。

(執務環境規程の一部改正)

第16条 執務環境規程(昭和49年兵庫県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画管理部企画調整局総務課長、企画管理部管理局職員課長、企画管理部管理局管財課長、企画管理部教育・情報局自治情報課長及び企画管理部教育・情報局文書課長」を「企画県民部企画財政局総務課長、企画県民部管理局職員課長、企画県民部管理局管財課長、企画県民部管理局文書課長及び企画県民部教育・情報局情報政策課室長」に改める。

第5条第1項中「企画管理部企画調整局総務課長、企画管理部管理局職員課長、企画管理部管理局管財課長、企画管理部教育・情報局自治情報課長、企画管理部教育・情報局文書課長」を「企画県民部企画財政局総務課長、企画県民部管理局職員課長、企画県民部管理局管財課長、企画県民部管理局文書課長、企画県民部教育・情報局情報政策課室長」に改める。

(職員提案規程の一部改正)

第17条 職員提案規程(昭和49年兵庫県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項並びに第6条中「県民政策部政策局総務課長」を「企画県民部企画財政局総務課長」に改める。

第7条第4項中「県民政策部長、企画管理部長、県民政策部政策局長、企画管理部管理局長及び県民政策部政策局総務課長」を「企画県民部長、企画県民部企画財政局長、企画県民部管理局長及び企画県民部企画財政局総務課長」に改め、同条第6項中「県民政策部政策局総務課」を「企画県民部企画財政局総務課」に改める。

第8条第1項中「県民政策部政策局総務課長」を「企画県民部企画財政局総務課長」に改める。

第9条第2項から第4項までの規定中「県民政策部政策局長」を「企画県民部企画財政局長」に改める。

第10条及び第11条中「県民政策部政策局総務課長」を「企画県民部企画財政局総務課長」に改める。

(職員安全健康管理規程の一部改正)

第18条 職員安全健康管理規程(昭和50年兵庫県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「企画管理部管理局長」を「企画県民部管理局長」に改める。

第6条第2項中「企画管理部管理局職員課長」を「企画県民部管理局職員課長」に改める。

第15条中「企画管理部管理局職員課」を「企画県民部管理局職員課」に改める。

第34条第2項中「企画管理部長」を「企画県民部長」に改め、同条第3項中「企画管理部管理局長」を「企画県民部管理局長」に改め、同条第4項中「企画管理部管理局人事課長、企画管理部管理局職員課長」を「企画県民部管理局人事課長、企画県民部管理局職員課長」に、「健康生活部健康局疾病対策課長」を「健康福祉部健康局疾病対策課長」に改める。

第41条中「企画管理部教育・情報局大学課長」を「企画県民部教育・情報局大学課長」に改める。

(情報管理規程の一部改正)

第19条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「企画管理部教育・情報局長」を「企画県民部教育・情報局長」に改める。

第5条第1項及び第2項中「企画管理部教育・情報局」を「企画県民部教育・情報局」に改め、同条第3項中「企画管理部教育・情報局長」を「企画県民部教育・情報局長」に改める。

第6条中「企画管理部教育・情報局自治情報課長(以下「自治情報課長」を「企画県民部教育・情報局情報政策課室長(以下「情報政策課室長」に改める。

第7条及び第8条中「自治情報課長」を「情報政策課室長」に改める。

第11条中「企画管理部教育・情報局長」を「企画県民部教育・情報局長」に改める。

第12条中「自治情報課長」を「情報政策課室長」に改める。

第13条第2項中「企画管理部教育・情報局」を「企画県民部教育・情報局」に改める。

第15条中「自治情報課長」を「情報政策課室長」に改める。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第20条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

附属機関名	充てられる職名
県民生活審議会	企画県民部政策室ビジョン担当課長 企画県民部政策室統計課長 企画県民部県民文化局県民生活課長 企画県民部県民文化局消費生活室長 企画県民部県民文化局地域協働課長 企画県民部県民文化局男女青少年課長 企画県民部県民文化局男女青少年課室長 企画県民部県民文化局芸術文化課長 企画県民部県民文化局地域安全課長 企画県民部県民文化局交通安全室長 健康福祉部企画少子局健康福祉政策課長 健康福祉部企画少子局少子対策課長 健康福祉部健康局医務課長 健康福祉部健康局健康増進課長 健康福祉部健康局生活衛生課長

	<p>健康福祉部健康局業務課長 健康福祉部社会福祉局高齢社会課長 産業労働部産業政策局産業政策課長 産業労働部産業政策局工業振興課長 産業労働部しごと局しごと支援課長 農政環境部農政企画局総合農政課長 農政環境部農林水産局農業改良課長 農政環境部環境創造局環境政策課長 県土整備部県土企画局総務課室長 県土整備部まちづくり局都市政策課長 県土整備部まちづくり局都市政策課室長(土地対策を担当する者に限る。) 県土整備部まちづくり局都市計画課室長 県土整備部まちづくり局公園緑地課長</p>
<p>生涯学習審議会</p>	<p>企画県民部県民文化局県民生活課長 企画県民部県民文化局消費生活室長 企画県民部県民文化局地域協働課長 企画県民部県民文化局男女青少年課長 企画県民部県民文化局男女青少年課室長 企画県民部県民文化局芸術文化課長 企画県民部教育・情報局教育課長 企画県民部教育・情報局大学課長 健康福祉部企画少子局健康福祉政策課長 健康福祉部企画少子局少子対策課長 健康福祉部企画少子局児童課長 健康福祉部企画少子局人権推進課長 健康福祉部健康局健康増進課長 健康福祉部社会福祉局社会援護課長 健康福祉部社会福祉局高齢社会課長 産業労働部産業政策局経営振興課長 産業労働部しごと局しごと支援課長 産業労働部しごと局労政福祉課長 産業労働部しごと局能力開発課長 農政環境部農林水産局農業改良課長 農政環境部環境創造局環境政策課長 神戸県民局神戸生活創造センター所長</p>
<p>青少年愛護審議会</p>	<p>企画県民部知事室広報課長 企画県民部県民文化局県民生活課長 企画県民部県民文化局地域協働課長 企画県民部県民文化局男女青少年課長 企画県民部県民文化局男女青少年課室長 企画県民部県民文化局芸術文化課長 企画県民部県民文化局地域安全課長 企画県民部教育・情報局教育課長 健康福祉部企画少子局少子対策課長 健康福祉部企画少子局児童課長 健康福祉部企画少子局人権推進課長 健康福祉部健康局生活衛生課長</p>

	<p>健康福祉部健康局薬務課長 健康福祉部障害福祉局障害福祉課長 産業労働部しごと局しごと支援課長 産業労働部しごと局労政福祉課長 産業労働部しごと局能力開発課長 農政環境部農政企画局農業経営課長 農政環境部農林水産局水産課長 農政環境部環境創造局環境政策課長 中央こども家庭センター所長</p>
<p>地域安全まちづくり審議会</p>	<p>企画県民部県民文化局消費生活室長 企画県民部県民文化局男女青少年課長 企画県民部県民文化局男女青少年課室長 企画県民部県民文化局地域安全課長 企画県民部県民文化局交通安全室長 企画県民部教育・情報局教育課長 企画県民部防災企画局防災企画課長 健康福祉部企画少子局少子対策課長 健康福祉部企画少子局児童課長 健康福祉部社会福祉局高齢社会課長 産業労働部産業政策局工業振興課長 産業労働部観光・国際局国際交流課長 県土整備部県土企画局技術企画課長 県土整備部土木局道路保全課長 県土整備部まちづくり局都市政策課長 県土整備部まちづくり局都市計画課長 県土整備部まちづくり局公園緑地課長 県土整備部住宅建築局住宅政策課長</p>
<p>交通安全対策会議</p>	<p>企画県民部知事室広報課長 企画県民部県民文化局県民生活課長 企画県民部県民文化局男女青少年課長 企画県民部県民文化局交通安全室長 企画県民部企画財政局財政課長 企画県民部企画財政局市町振興課長 企画県民部防災企画局防災計画室長 企画県民部災害対策局消防課長 健康福祉部健康局医務課長 健康福祉部社会福祉局高齢社会課長 健康福祉部障害福祉局障害福祉課長 県土整備部土木局道路計画課室長 県土整備部土木局地域道路室長 県土整備部土木局道路保全課長 県土整備部土木局街路課長 県土整備部まちづくり局都市計画課長</p>
<p>防災会議</p>	<p>企画県民部企画財政局総務課長 企画県民部防災企画局防災計画室長 企画県民部災害対策局災害対策課長</p>

	<p>企画県民部災害対策局災害対策課室長 企画県民部災害対策局消防課長 健康福祉部企画少子局総務課長 産業労働部産業政策局産業政策課長 農政環境部農政企画局総務課長 県土整備部県土企画局総務課長 県土整備部土木局河川整備課長 出納局会計課長</p>
<p>石油コンビナート等防 災本部</p>	<p>企画県民部知事室広報課長 企画県民部防災企画局防災計画室長 企画県民部防災企画局産業保安課長 企画県民部災害対策局災害対策課長 企画県民部災害対策局消防課長 健康福祉部健康局薬務課長 県土整備部土木局港湾課長 県土整備部住宅建築局建築指導課長 神戸県民局企画県民部企画調整・連携担当参事 阪神南県民局企画調整部防災担当参事 東播磨県民局企画調整部企画調整・防災担当参事 中播磨県民局企画調整部防災担当参事 西播磨県民局企画調整部防災・地域づくり担当参事</p>
<p>国民保護協議会</p>	<p>企画県民部知事室広報課長 企画県民部企画財政局総務課長 企画県民部防災企画局防災計画室長 企画県民部災害対策局災害対策課長 企画県民部災害対策局消防課長 健康福祉部企画少子局総務課長 健康福祉部健康局医務課長 産業労働部産業政策局産業政策課長 農政環境部農政企画局総務課長 県土整備部県土企画局総務課長 県土整備部土木局道路保全課長 出納局会計課長</p>
<p>障害者施策推進協議会</p>	<p>企画県民部知事室広報課長 企画県民部県民文化局交通安全室長 企画県民部企画財政局税務課長 企画県民部企画財政局市町振興課長 企画県民部防災企画局防災計画室長 企画県民部災害対策局消防課長 健康福祉部企画少子局総務課長 健康福祉部企画少子局健康福祉政策課長 健康福祉部企画少子局児童課長 健康福祉部企画少子局人権推進課長 健康福祉部企画少子局医療保険課長 健康福祉部健康局医務課長 健康福祉部健康局疾病対策課長 健康福祉部健康局健康増進課長</p>

	健康福祉部社会福祉局社会援護課長 健康福祉部社会福祉局高齢社会課長 健康福祉部障害福祉局障害福祉課長 健康福祉部障害福祉局障害者支援課長 産業労働部産業政策局新産業立地課長 産業労働部しごと局しごと支援課長 産業労働部しごと局能力開発課長 県土整備部土木局道路保全課長 県土整備部まちづくり局都市政策課長 県土整備部住宅建築局公営住宅課長
精神保健福祉審議会	健康福祉部企画少子局総務課長 健康福祉部企画少子局児童課長 健康福祉部健康局医務課長 健康福祉部社会福祉局社会援護課長 健康福祉部障害福祉局障害福祉課長 健康福祉部障害福祉局障害者支援課長
各感染症診査協議会	各保健所長 (2以上の保健所ごとに置かれる感染症診査協議会にあつては、知事があらかじめ指定する保健所長)
薬事審議会	健康福祉部企画少子局総務課長 健康福祉部健康局薬務課長 産業労働部産業政策局経営振興課長
環境審議会	企画県民部政策室ビジョン担当課長 企画県民部県民文化局県民生活課長 企画県民部企画財政局市町振興課長 健康福祉部健康局生活衛生課長 健康福祉部健康局薬務課長 産業労働部産業政策局産業政策課長 産業労働部産業政策局経営振興課長 産業労働部産業政策局工業振興課長 産業労働部産業政策局新産業立地課長 農政環境部農政企画局総合農政課長 農政環境部農林水産局農業改良課長 農政環境部農林水産局農地整備課室長 農政環境部農林水産局農産園芸課長 農政環境部農林水産局畜産課長 農政環境部農林水産局林務課長 農政環境部農林水産局治山課長 農政環境部農林水産局水産課長 農政環境部農林水産局漁港課長 農政環境部環境創造局環境政策課長 農政環境部環境創造局自然環境課長 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課長 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課室長 農政環境部環境管理局環境整備課長 農政環境部環境管理局環境影響評価室長

	<p>農政環境部環境管理局大気課長 農政環境部環境管理局水質課長 県土整備部県土企画局技術企画課長 県土整備部県土企画局交通政策課長 県土整備部県土企画局交通政策課室長 県土整備部土木局道路計画課長 県土整備部土木局河川計画室長 県土整備部土木局下水道課長 県土整備部土木局港湾課長 県土整備部まちづくり局都市政策課長 県土整備部まちづくり局都市政策課室長(土地対策を担当する者に限る。) 県土整備部まちづくり局都市計画課長 県土整備部まちづくり局都市計画課室長 県土整備部まちづくり局公園緑地課長 県土整備部住宅建築局建築指導課長 県立健康環境科学研究センター安全科学部長 県立健康環境科学研究センター水質環境部長 県立健康環境科学研究センター大気環境部長</p>
<p>産業廃棄物審議会</p>	<p>健康福祉部健康局生活衛生課長 産業労働部産業政策局経営振興課長 産業労働部産業政策局工業振興課長 産業労働部産業政策局新産業立地課長 農政環境部農林水産局農業改良課長 農政環境部環境創造局自然環境課長 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課室長 農政環境部環境管理局環境整備課長 農政環境部環境管理局環境影響評価室長 農政環境部環境管理局大気課長 農政環境部環境管理局水質課長 県土整備部県土企画局技術企画課長 県土整備部まちづくり局都市計画課室長 県土整備部住宅建築局建築指導課長 県立健康環境科学研究センター所長 県立工業技術センター所長</p>
<p>自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会</p>	<p>農政環境部環境管理局長 産業労働部産業政策局工業振興課長 産業労働部産業政策局新産業立地課長 農政環境部環境管理局大気課長 県土整備部土木局道路計画課長 県土整備部土木局道路計画課室長 県土整備部土木局地域道路室長 県土整備部まちづくり局都市計画課長</p>
<p>産業立地審議会</p>	<p>企画県民部企画財政局総務課長 産業労働部産業政策局産業政策課長 産業労働部産業政策局新産業立地課長 農政環境部農政企画局総務課長 農政環境部農政企画局農業経営課長</p>

	県土整備部県土企画局総務課長
職業能力開発審議会	産業労働部産業政策局産業政策課長 産業労働部しごと局しごと支援課長 産業労働部しごと局能力開発課長 県立神戸高等技術専門学院長
農林水産政策審議会	農政環境部農政企画局総務課長 農政環境部農政企画局総合農政課長 農政環境部農政企画局総合農政課室長 農政環境部農政企画局農業経営課長 農政環境部農政企画局農業経営課室長 農政環境部農政企画局消費流通課長 農政環境部農政企画局農林経済課長 農政環境部農政企画局団体検査室長 農政環境部農林水産局農業改良課長 農政環境部農林水産局農地整備課長 農政環境部農林水産局農地整備課室長 農政環境部農林水産局農産園芸課長 農政環境部農林水産局畜産課長 農政環境部農林水産局林務課長 農政環境部農林水産局治山課長 農政環境部農林水産局水産課長 農政環境部農林水産局水産課室長 農政環境部農林水産局漁港課長 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課長 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課室長
農林共済保険審査会	農政環境部農政企画局農林経済課長
港湾審議会	県土整備部土木局港湾課長
都市計画審議会	企画県民部企画財政局市町振興課長 産業労働部産業政策局工業振興課長 産業労働部産業政策局新産業立地課長 農政環境部農政企画局総合農政課長 農政環境部環境創造局自然環境課長 農政環境部環境管理局環境整備課長 農政環境部環境管理局環境影響評価室長 県土整備部土木局地域道路室長 県土整備部土木局街路課長 県土整備部土木局下水道課長 県土整備部まちづくり局都市政策課長 県土整備部まちづくり局都市政策課室長 県土整備部まちづくり局都市計画課長 県土整備部まちづくり局都市計画課室長 県土整備部まちづくり局市街地整備課長 県土整備部まちづくり局公園緑地課長 県土整備部住宅建築局建築指導課長
景観形成審議会	県土整備部まちづくり局都市政策課長

	県土整備部まちづくり局都市政策課室長 県土整備部まちづくり局都市計画課長 県土整備部まちづくり局公園緑地課長 県土整備部住宅建築局建築指導課長
広告物審議会	農政環境部環境創造局自然環境課長 県土整備部土木局道路保全課長 県土整備部まちづくり局都市政策課長 県土整備部まちづくり局都市政策課室長(景観形成を担当する者に限る。) 県土整備部まちづくり局都市計画課長
建築審査会	県土整備部住宅建築局建築指導課長
宅地保全審議会	企画県民部防災企画局防災計画室長 農政環境部農林水産局林務課長 農政環境部農林水産局治山課長 県土整備部土木局砂防課長 県土整備部まちづくり局都市計画課長 県土整備部まちづくり局都市計画課室長
開発審査会	農政環境部農政企画局農業経営課室長 県土整備部まちづくり局都市計画課長 県土整備部まちづくり局都市計画課室長
緑豊かな環境形成審議会	企画県民部政策室ビジョン担当課長 企画県民部政策室地域担当課長 農政環境部農政企画局総合農政課長 農政環境部農林水産局農地整備課長 農政環境部農林水産局林務課長 農政環境部環境創造局自然環境課長 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課室長 県土整備部まちづくり局都市政策課長 県土整備部まちづくり局都市政策課室長 県土整備部まちづくり局都市計画課長 県土整備部まちづくり局都市計画課室長 県土整備部まちづくり局公園緑地課長
住宅審議会	企画県民部政策室ビジョン担当課長 企画県民部県民文化局県民生活課長 健康福祉部社会福祉局高齢社会課長 県土整備部まちづくり局都市政策課長 県土整備部まちづくり局都市政策課室長 県土整備部まちづくり局都市計画課長 県土整備部まちづくり局都市計画課室長 県土整備部まちづくり局市街地整備課長 県土整備部住宅建築局住宅政策課長 県土整備部住宅建築局公営住宅課長 県土整備部住宅建築局公営住宅課室長 県土整備部住宅建築局建築指導課長

(兵庫県立のじぎく療育センター職員被服等貸与規程の廃止)

第21条 兵庫県立のじぎく療育センター職員被服等貸与規程 (昭和42年兵庫県訓令甲第15号) は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第366号の5

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第 1 条 昭和38年兵庫県告示第1046号の2（地方機関の内部組織の位置等）の一部を次のように改正する。
別表第 1 但馬県民局の款の次に次のように加える。

丹波県民局	県民生活部 柏原健康福祉事務所 検査室	篠山市
-------	---------------------------	-----

第 2 条 平成13年兵庫県告示第548号の3（県民局に置く参事等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

表神戸県民局企画県民部参事の項中「神戸教育事務所長」を「生活科学総合センター所長、神戸教育事務所長」に改め、同表阪神南県民局県民生活部参事の項及び阪神北県民局県民生活部参事の項中「神戸生活創造センター生活科学部長」を「生活科学総合センター所長」に改め、同表阪神南県民局県民生活部課長の項及び阪神北県民局県民生活部課長の項中「神戸生活創造センター課長、」を削る

第 3 条 平成16年兵庫県告示第476号の5（県民局の部に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政策室に置く課長及び室長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事、県民局の部に置く参事並びに県民局の事務所に置く参事の名称を定める規程

本則中「(昭和36年兵庫県規則第40号)」の右に「第378条の規定に基づき政策室に置く課長及び室長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事並びに」を、「参事」の右に「及び県民局の事務所に置く参事」を加える。

別表を次のように改める。

別表

政策室に置く課長及び室長

部 名	室 名	名 称
企画県民部	政策室	政策担当課長 調整担当室長 ビジョン担当課長 地域担当課長

本庁の課に置く室長

部名	局名等	課 名	名 称
企画県民部	知事室	秘書課	儀典室長
	県民文化局	男女青少年課	男女家庭室長
	企画財政局	財政課	資金公債室長

	管理局	管財課	財産管理室長
		文書課	県民情報センター室長 公益法人室長
	教育・情報局	情報政策課	システム管理室長
	災害対策局	災害対策課	防災情報室長
産業労働部	産業政策局	経営振興課	地域金融室長
		新産業立地課	立地推進室長
	しごと局	能力開発課	ものづくり大学校開設準備室長
農政環境部	農政企画局	総合農政課	楽農生活室長
		農業経営課	農地調整室長
	農林水産局	農地整備課	農村環境室長
		水産課	資源増殖室長
	環境創造局	豊かな森づくり課	森林保全室長
県土整備部	県土企画局	総務課	建設業室長
		交通政策課	空港室長
	土木局	道路計画課	高速道路室長
	まちづくり局	都市政策課	土地対策室長
			景観形成室長
		都市計画課	開発調整室長
		公園緑地課	21世紀の森室長
	住宅建築局	公営住宅課	住宅管理室長

本庁の課に置く参事

部 名	局名	課 名	名 称
企画県民部	企画財政局	財政課	財政企画参事
	防災企画局	復興支援課	支援推進参事
	災害対策局	災害対策課	防災技術参事
防災訓練参事			
健康福祉部	企画少子局	総務課	企画調整参事
産業労働部	産業政策局	産業政策課	企画参事
農政環境部	環境創造局	環境政策課	環境学習参事
県土整備部	県土企画局	総務課	企画調整参事
			収用委員会担当参事
	土木局	砂防課	土砂災害対策参事

県民局の部に置く参事

局 名	部 名	名 称
神戸県民局	企画県民部	総務担当参事 企画調整・連携担当参事 県民担当参事 健康福祉・環境担当参事
	地域振興部	産業労働担当参事
	県土整備部	まちづくり担当参事
阪神南県民局	企画調整部	総務担当参事 企画調整担当参事 防災担当参事
	県民生活部	県民担当参事 環境担当参事
	地域振興部	産業労働担当参事
	県土整備部	まちづくり担当参事
阪神北県民局	企画調整部	総務担当参事 企画調整担当参事 防災担当参事
	県民生活部	県民担当参事 環境担当参事
	地域振興部	産業労働担当参事
	県土整備部	まちづくり担当参事
東播磨県民局	企画調整部	総務担当参事 企画調整・防災担当参事 水辺の地域づくり担当参事
	県民生活部	地域活動推進担当参事 環境担当参事
	地域振興部	産業労働担当参事
	県土整備部	まちづくり担当参事
北播磨県民局	企画調整部	総務担当参事 企画調整・防災担当参事 北はりまハートランド担当参事
	県民生活部	県民担当参事 環境担当参事
	地域振興部	産業労働担当参事
	県土整備部	まちづくり担当参事
中播磨県民局	企画調整部	総務担当参事 企画調整・銀の馬車道担当参事 防災担当参事

	県民生活部	県民担当参事 環境担当参事
	地域振興部	産業労働担当参事
	県土整備部	まちづくり担当参事
西播磨県民局	企画調整部	総務担当参事 企画調整担当参事 防災・地域づくり担当参事
	県民生活部	県民担当参事 環境担当参事
	地域振興部	産業労働担当参事
	県土整備部	まちづくり担当参事
但馬県民局	企画調整部	総務担当参事 企画調整・防災担当参事 コウノトリ翔る地域づくり担当参事
	県民生活部	県民担当参事 環境創造担当参事
	地域振興部	商工観光・労働担当参事
	県土整備部	まちづくり担当参事
丹波県民局	企画調整部	総務担当参事 企画調整担当参事 防災・丹波の魅力づくり担当参事
	県民生活部	県民担当参事 文化担当参事 環境担当参事
	地域振興部	商工観光・労働担当参事
	県土整備部	森のまちづくり担当参事
淡路県民局	企画調整部	総務担当参事 企画調整担当参事 防災担当参事
	県民生活部	県民担当参事 環境担当参事
	地域振興部	商工観光・労働担当参事
	県土整備部	まちづくり担当参事

県民局の事務所に置く参事

県民局名	部 名	事務所名	名 称
阪神北県民局	県民生活部	宝塚健康福祉事務所	調整参事
	県土整備部	宝塚土木事務所	高速道路参事

中播磨県民局	県民生活部	福崎健康福祉事務所	調整参事
西播磨県民局	県民生活部	龍野健康福祉事務所	調整参事
	県土整備部	上郡土木事務所	高速道路参事
但馬県民局	県土整備部	豊岡土木事務所	高速道路参事

第4条 平成17年兵庫県告示第445号の4(本庁に置く部長の名称及び所掌事務を定める規程)の一部を次のように改める。

本文及び表を次のように改める。

- 1 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)第378条の規定に基づき本庁に置く部長について、次のとおり定める。

環境担当部長	農政環境部環境創造局及び環境管理局に係る事務(人事及び予算に係る事務を除く。)
まちづくり担当部長	県土整備部まちづくり局及び住宅建築局に係る事務(人事及び予算に係る事務を除く。)

- 2 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)第378条及び附則第3条第1項の規定に基づき平成21年3月31日までの間本庁に置く部長について、次のとおり定める。

政策担当部長	企画県民部知事室、政策室及び県民文化局に係る事務(人事及び予算に係る事務を除く。)
--------	---

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。